



WORLD ANTI-DOPING CODE
INTERNATIONAL STANDARD

世界アンチ・ドーピング規程

**署名当事者の規程遵守に
関する国際基準**

CODE COMPLIANCE BY SIGNATORIES

2021年1月1日発効



**WORLD
ANTI-DOPING
AGENCY**
play true



WORLD ANTI-DOPING CODE
INTERNATIONAL STANDARD

世界アンチ・ドーピング規程

**署名当事者の規程遵守に
関する国際基準**

CODE COMPLIANCE BY SIGNATORIES

2021年1月1日発効

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

署名当事者の規程遵守に関する国際基準

世界アンチ・ドーピング規程の「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。この国際基準は、署名当事者、公的機関、その他関連するステークホルダーと協議の上で策定された。

「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」は、2017年に最初に採択され、2018年4月に発効した。2019年11月7日、カトヴィツェにて、WADA常任理事会によりスポーツにおけるドーピングに関する世界会議において、修正されたバージョンが承認され、2021年1月1日に発効した。

発行：

World Anti-Doping Agency
Stock Exchange Tower
800 Place Victoria (Suite 1700)
PO Box 120
Montreal, Quebec
Canada H4Z 1B7

www.wada-ama.org

Tel: +1 514 904 9232
Fax: +1 514 904 8650
E-mail: code@wada-ama.org

目次

第1部 序論、世界規程の条項、国際基準の条項及び定義.....	5
1.0 序論及び適用範囲.....	5
2.0 関係する世界規程及び「分析機関に関する国際基準」の条項.....	6
3.0 定義及び解釈.....	7
3.1 世界規程の定義語で、本「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」において使用されているもの.....	7
3.2 「教育に関する国際基準」の定義語.....	13
3.3 「分析機関に関する国際基準」の定義語.....	13
3.4 「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」の定義語.....	13
3.5 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の定義語.....	13
3.6 「治療使用特例に関する国際基準」の定義語.....	14
3.7 「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に固有の定義語.....	14
3.8 解釈.....	15
第2部：WADAによる、署名当事者の規程遵守のモニタリング及び執行に関する基準.....	17
4.0 目的.....	17
5.0 WADAのコンプライアンス監視機能に関与する異なる団体の役割、責務及び手続.....	18
5.1 規程遵守の運用上の監督.....	19
5.2 独立審査及び勧告.....	20
5.3 不遵守及び署名当事者措置の独立した判断.....	20
5.4 最終手段の原則.....	21
5.5 復活の手続.....	23
6.0 署名当事者が規程遵守を達成／維持しようとする努力の、WADAによる支援.....	23
6.1 目的.....	23
6.2 運用上の支援及び技術的支援.....	23

7.0	署名当事者による<u>規程遵守</u>の努力の監視	25
7.1	目的	25
7.2	異なる署名当事者間の優先順位づけ	25
7.3	他の団体との協力	27
7.4	WADAの監視ツール	27
7.5	規程遵守質問票	30
7.6	義務的情報請求	30
7.7	<u>コンプライアンス監査プログラム</u>	31
7.8	継続的なコンプライアンス監視	33
7.9	主要競技大会機関に適用される特別な条項	34
8.0	署名当事者に、不適合を是正する機会を与えること	36
8.1	目的	36
8.2	是正措置報告及び是正措置計画	36
8.3	CRCに付託する前に是正する最後の機会	38
8.4	CRCへの付託	38
8.5	迅速手続	40
9.0	不遵守の確認及び署名当事者措置の賦課	41
9.1	CRCの勧告	41
9.2	WADA常任理事会による検討	41
9.3	署名当事者による受諾	42
9.4	CASによる決定	43
9.5	他の署名当事者による承認及び執行	45
9.6	復活に関する争議	45
10.0	署名当事者措置の決定	45
10.1	署名当事者措置の可能性	45
10.2	具体的な事案に適用される署名当事者措置の決定に関連する原則	46
11.0	復活	48
11.1	目的	48
11.2	復活の条件	48
11.3	復活の手続	50
12.0	移行的规定	51
12.1	2021年1月において係争中の手続	51
付属文書A：不遵守の区分		52
付属文書B：署名当事者措置		57

第1部 序論、世界規程の条項、国際基準の条項及び定義

1.0 序論及び適用範囲

「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」は、署名当事者による規程遵守を確保するための関連する枠組み及び手続を定めることを目的とする。

世界アンチ・ドーピング規程（世界規程）の署名当事者は、世界規程及びこれに伴う国際基準に規定される法的、技術的、及び運用上の要件の数々を遵守することを約束（commit）する。当該遵守は、競技者その他のステークホルダーが、スポーツが行われるいかなる場所においても公正な環境においてドーピングのない競技を経験することができるよう、国際及び国内レベルにおいて、調和され、連携され、効果的なアンチ・ドーピング・プログラムを遂行するために必要である。

世界規程は、署名当事者による世界規程及び国際基準の遵守を監視し、執行することについて、WADA が責任を負うとしている。また世界規程は、署名当事者が自己の遵守状況についてWADA に報告することを義務づけている。世界規程の下においては、WADA ではなくスポーツ仲裁裁判所（CAS）が、WADA による不遵守の主張及び／又はWADA の提案する署名当事者措置を、署名当事者が受諾しない場合に、不遵守の判断を行い署名当事者に対して措置を賦課することについて、責任を負う。

「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」は、以下の事項を定める。

- WADA のコンプライアンス監視機能に関与する異なる団体の役割、責務及び手続（第2部、第5条）。
- 署名当事者が世界規程及び国際基準の遵守に努めるに際し、WADA が署名当事者に提供する支援及び援助（第2部、第6条）。
- 署名当事者による、世界規程及び国際基準の下における自己の義務の遵守をWADA が監視する手段（第2部、第7条）。
- 正式な措置が講じられる前に不適合を是正するためにWADA が署名当事者に対し提供する機会及び支援（第2部、第8条）。
- 署名当事者が不適合を是正しなかった場合において、CAS が不遵守の主張を聴聞し判断し、当該不遵守の署名当事者措置を判断することを可能とするために従うべき手続。当該手続は、適切かつ実務上可能な限りにおいて、世界規程の不遵守並びに競技者及びその他の人にとつての当該不遵守の措置を決定する上で従う手続を反映したものである（第2部、第9条及び第10条、付属文書A及びB）。
- 特定の事案の事実及び事情により、当該事案に賦課される署名当事者措置を判断する上で、

CASが適用する原則（第2部、第10条、付属文書A及びB）。

- 不遵守状況にあると判断された署名当事者が、当該不遵守を是正した後可能な限り早急に復活されることが確保されるためにWADAが従う手続（第2部、第11条）。並びに、
- 2021年1月1日時点において審理中の手続に適用される移行規定（第2部、第12条）。

最終的な目的は、クリーンな競技者が公正な環境において公正な競技があるという自信をもち、スポーツのインテグリティに対する公衆の信頼が維持されることを可能とするために、すべてのスポーツ及びすべての国にわたり、世界規程を遵守する強力なアンチ・ドーピング規則及びプログラムが一貫して効果的に適用され、執行されることを確保することである。しかし、「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」は、特定の優先事項を認める柔軟性をもっている。とりわけ、最重要の世界規程の要件の意図的／悪意の不遵守の例を取り扱うためにWADAが緊急かつ効果的な措置を講じることを可能にするための、（特別の迅速手続を含めた）具体的な規定を含んでいる。また、特定の領域における、及び／又は特定の署名当事者との、遵守の努力を優先づける裁量を、WADAに与えている。もっとも重要なことに、世界規程を遵守することを誠実に求める署名当事者は、完全な規程遵守を達成し、維持することを奨励され、支援される。署名当事者があらゆる遵守事項を自発的に取り扱うことが望まれる。署名当事者について不遵守が宣言され、署名当事者措置が賦課されるのは最終手段であり、あらゆる奨励が行われたにも関わらず、署名当事者が自己の不適合を是正しなかった場合に限り追求されるべきである。

WADAは、透明性及び説明責任の観点から、自己の一般的なコンプライアンス監視プログラムについて、自己が適切とみなすとおり、詳細に公表することができる。また、当該プログラムの下において特定の措置の対象であった個別の署名当事者に関する活動や結果に関する情報も公表することができる。

世界規程に示された定義で、本国際基準において用いられる用語は、イタリック体にて示すものとする。本国際基準又は他の国際基準に示されている定義の用語には下線を引くものとする。

2.0 関係する世界規程及び「分析機関に関する国際基準」の条項

世界規程の以下の条項は、「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に直接関係するものである。当該条項は、世界規程自体を参照することにより入手することができる。

- 第12条 他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置
- 第13.6項 本規程第24.1項に従って下された決定に対する不服申立て

- 第 20 条 署名当事者及び WADA の追加的な役割及び責務
- 第 24 条 本規程及びユネスコ国際規約の遵守状況の監視及び遵守の確保

「分析機関に関する国際基準」の以下の条項は、「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に直接関係するものである。当該条項は、「分析機関に関する国際基準」自体を参照することにより入手することができる。

- 第 4.1.2 項 申請分析機関、初期申請書の提出
- 第 4.8.1.2 項 WADA によるアスリート・バイオロジカル・パスポートの承認のための申請分析機関、初期申請書の提出

3.0 定義及び解釈

3.1 世界規程の定義語で、本「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」において使用されているもの

「ADAMS」とは、アンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者及び WADA のアンチ・ドーピング業務を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。

「違反が疑われる分析報告」とは、「分析機関に関する国際基準」に適合する WADA 認定分析機関又は WADA 承認分析機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確立されたものをいう。

「アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告」とは、適用のある国際基準において記載されているアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

「悪化要因」：この用語は、本規程若しくは国際基準を回避し若しくはこれを損ない、及び／又はアンチ・ドーピング体制を腐敗させる意図的な企て、不遵守を隠蔽する企てその他当該署名当事者による悪意の行動、WADA から通知された不適合を是正する合理的な努力の実施の頑強な拒否又は努力の不実施、反復的な違反、その他署名当事者の不遵守を悪化させる要素をいう。

「アンチ・ドーピング活動」とは、アンチ・ドーピング教育及び情報、検査配分計画、登録検査対象者リストの維持、アスリート・バイオロジカル・パスポートの管理、検査の実施、検体の分析の手配、インテリジェンスの収集及びドーピング調査の遂行、TUE 申請の処理、結果管理、賦課された措置の遵守の監視及び執行、その他本規程及び／又は国際基準に定めるとおり、アンチ・ドーピング機関により又はこれに代わって遂行されるアンチ・ドーピングに関連するすべての活動をいう。

「アンチ・ドーピング機関」とは、ドーピング・コントロール手続の開始、実施又は執行に関する規則を採択する責任を負う WADA 又は署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の競技大会において検査を実施する主要競技大会機関、国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関が挙げられる。

「承認された第三者」とは、不遵守の署名当事者との協議の後、当該署名当事者のアンチ・ドーピング活動の一部又は全部を監督し又は代行するために、WADA により選定され又は承認された1つ以上のアンチ・ドーピング機関及び／又は委託された第三者をいう。最終的な手段として、他の適切な団体が存在しない場合には、WADA 自体が当該機能を遂行することができる。

「競技者」とは、国際レベル（定義については各国際競技連盟が定める。）又は国内レベル（定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。）のスポーツにおいて競技するすべての人をいう。アンチ・ドーピング機関は、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング規則を適用することによりこれらの者を「競技者」の定義に含める裁量を有する。[…]

〔競技者の解説：スポーツに参加する個人は5つの区分のうち一つに該当すると判断して差し支えない。1) 国際レベルの競技者、2) 国内レベルの競技者、3) 国際レベル又は国内レベルの競技者ではないが国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使することを選択した個人、4) レクリエーション競技者、及び、5) 国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使せず、又は権限を行使することを選択していない個人。すべての国際レベル又は国内レベルの競技者は本規程のアンチ・ドーピング規則の適用の対象となるが、国際レベル及び国内レベルの競技の厳密な定義は、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則が各々定める。〕

「アスリート・バイオロジカル・パスポート」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」において記載される、データを収集及び照合するプログラム及び方法をいう。

「サポートスタッフ」とは、スポーツ競技会に参加し、又は、そのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行い、又は、支援を行うコーチ、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親又はその他の人をいう。

「非定型報告」とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」又はこれに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング調査を要求する旨の、WADA 認定分析機関又はその他の WADA 承認分析機関からの報告をいう。

「CAS」とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

「世界規程」とは、世界アンチ・ドーピング規程をいう。

「アンチ・ドーピング規則違反の措置」（「措置」）とは、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの1又は2以上の措置が講じられることをいう。(a)「失効」とは、特定の競技会又は競技大会における競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。(b)「資格停止」とは、一定期間にわたって、競技者又はその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を理由として、第10.14.1項の規定のとおり、競技会若しくはその他の活動への参加が禁止され、又は資金拠出が停止されることをいう。(c)「暫定的資格停止」とは、第8条の規定に従って開催される聴聞会において終局的な判断が下されるまで、競技者又はその他の人による競技会への参加又は活動が暫定的に禁止されることをいう。(d)「金銭的措置」とは、アンチ・ドーピング規則違反を理由として賦課される金銭的制裁措置又はアンチ・ドーピング規則違反に関連する費用回収をいう。(e)「一般開示」とは、一般公衆又は第14条に基づき早期通知の権利を有する人以外の人に対する情報の拡散又は伝達をいう。チームスポーツにおけるチームもまた、第11条に定めるとおり措置に服する場合がある。

「最重要」とは、スポーツにおけるアンチ・ドーピングとの戦いにとって最重要であるとみなされる要件をいう。さらに、「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」の付属文書Aを参照すること。

「委託された第三者」とは、アンチ・ドーピング機関が、ドーピング・コントロール又はアンチ・ドーピング教育プログラムの一面を委託する人をいい、当該アンチ・ドーピング機関のために検体採取その他ドーピング・コントロール・サービス若しくはアンチ・ドーピング教育プログラムを行う第三者若しくは他のアンチ・ドーピング機関、又は、当該アンチ・ドーピング機関のためにドーピング・コントロール・サービスを行う独立請負人として務める個人（例えば、雇用されていないドーピング・コントロール・オフィサー又はシャペロン）を含むが、これらに限られない。この定義は、CASを含まない。

「ドーピング・コントロール」とは、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決及び措置の執行までのすべての段階及び過程（検査、ドーピング調査、居場所情報、TUE、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、結果管理並びに第10.14項（資格停止又は暫定的資格停止期間中の地位）の違反に関する調査又は手続を含むがこれらに限られない。）をいう。

「教育」とは、スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的及び意図的ではないドーピングを予防するための、学習の過程をいう。

「競技大会」とは、単一の所轄組織の下で実施される一連の個別競技会のことをいう（例、オリンピック競技大会、国際競技連盟の世界選手権大会、パンアメリカン大会）。

「制裁金」とは、署名当事者の支払う金額であって、不遵守／悪化要因の重大性、その存続期間、及び将来類似の行為を予防する必要性を反映するものをいう。最重要要件の不遵守に関連しない案件では、当該制裁金はいかなる場合であっても(a)署名当事者の合計年間予算支出の10%と

(b)100,000 米ドルのいずれか低い方を超えないものとする。当該制裁金は、更なる本規程遵守の監視活動、及び／又はアンチ・ドーピング教育、及び／又はアンチ・ドーピング研究の資金を調達するために WADA によって使用される。

「**一般的 (な)**」とは、スポーツにおけるドーピングとの戦いにとって重要であるとみなされるが、最重要又は優先度高の区分に該当しない要件をいう。さらに、付属文書 A の「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」を参照すること。

「**優先度高**」とは、スポーツにおけるドーピングとの戦いにとって優先度が高いとみなされるが、最重要であるとはみなされない要件をいう。さらに、「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」の付属文書 A を参照すること。

「**インディペンデント・オブザーバー・プログラム**」とは、オブザーバー及び／又は監査人のチームが、WADA のコンプライアンス監視プログラムの一環として、WADA の監督下で、特定の競技大会の前又はその最中にドーピング・コントロール手続を監視し、ドーピング・コントロール手続について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。

「**国際競技大会**」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、又は、当該競技大会に関してテクニカルオフィシャルを指名している競技大会又は競技会をいう。

「**国際基準**」とは、本規程を支持する目的で WADA によって採択された基準をいう。(他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして) 国際基準を遵守しているというためには、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

「**主要競技大会機関**」とは、国内オリンピック委員会の大連別連合及びその他の複数のスポーツを所轄する国際的な機関であって、大陸、地域又はその他の国際競技大会の所轄組織として機能する機関をいう。

「**国内アンチ・ドーピング機関**」とは、国内において、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体採取の指示、検査結果の管理並びに結果管理の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内アンチ・ドーピング機関となる。

「**国内オリンピック委員会**」とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のアンチ・ドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。

「**不適合**」とは、署名当事者が本規程及び／又は 1 つ以上の国際基準及び／又は WADA 常任理事会の賦課する要件のいずれかを遵守していないが、不適合を是正するための「署名当事者の規程

遵守に関する「国際基準」に定める機会がまだ喪失しておらず、よって WADA が当該署名当事者が不遵守であることをまだ正式に主張していないものをいう。

「人」とは、自然人又は組織その他の団体をいう。

「一般開示」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「登録検査対象者リスト」とは、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会（時）検査及び競技会外の検査の対象となり、またそのため第 5.5 項及び「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い居場所情報を提出することを義務づけられる、国際競技連盟が国際レベルの競技者として、また国内アンチ・ドーピング機関が国内レベルの競技者として各々定めた、最優先の競技者群のリストをいう。

「復活」とは、本規程及び／又は国際基準を不遵守していると従前に宣言された署名当事者が当該不遵守を是正したものと判断され、本規程を遵守している署名当事者のリストにその名前を復活させるために「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」の第 11 条に従い賦課される他のすべての条件を充足しているものと判断された場合（そして、「復活する」は、これに従い解釈されるものとする。）をいう。

「代表者」とは、当該署名当事者その他の団体の関係者、理事、役員、選任されたメンバー、職員及び委員会メンバー、またさらに、（国内アンチ・ドーピング機関又は国内アンチ・ドーピング機関として行為する国内オリンピック委員会の場合には、）当該アンチ・ドーピング機関又は国内オリンピック委員会の国の政府の代表者をいう。

「結果管理」とは、「結果管理に関する国際基準」の第 5 条に従った通知又は特定の案件（例えば、非定型報告、アスリート・バイオロジカル・パスポート、居場所情報関連義務違反）において「結果管理に関する国際基準」の第 5 条に明示的に規定される当該通知前手順から、責任追及過程を通じて第一審又は（不服申立てがあった場合には）不服申立て段階における聴聞手続の終了を含む案件の終局的な解決までの時間枠を包含する過程をいう。

「検体」又は「標本」とは、ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

〔検体又は標本の解説：一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。〕

「署名当事者」とは、第 23 条に定めるとおり、本規程を受諾し、これを実施することに同意した団体をいう。

「特別監視」とは、不遵守の署名当事者に賦課された措置の一環として、WADA が、当該署名当事者がアンチ・ドーピング活動を遵守する形で行っていることを確保するために、当該署名当事者の当該活動の一部又は全部に特定かつ継続的な監視体制を適用する場合をいう。

「監督」とは、不遵守の署名当事者に賦課された措置の一環として、承認された第三者が、署名当事者の費用負担により、WADA の指示に従い、署名当事者のアンチ・ドーピング活動を監視し、監督することをいう（そして、「監督する」とは、これに従い解釈されるものとする。）。署名当事者が不遵守であると宣言され、承認された第三者とまだ監督合意の成立に至っていない場合には、当該署名当事者は、WADA の明示的な事前の書面による同意なく、承認された第三者が監視し、監督する領域において、アンチ・ドーピング活動を独自に実施してはならない。

「代行」とは、不遵守の署名当事者に賦課された措置の一環として、承認された第三者が、署名当事者の費用負担により、WADA の指示に従い、署名当事者のアンチ・ドーピング活動の一部又は全部を代行することをいう。署名当事者が不遵守であると宣言され、承認された第三者とまだ代行契約の最終化に至っていない場合には、当該署名当事者は、WADA の明示的な事前の書面による許可なく、承認された第三者が代行する領域において、アンチ・ドーピング活動を独自に実施してはならない。

「特定対象検査」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定める基準に基づき、検査のために特定の競技者を抽出することをいう。

「テクニカルドキュメント」とは、国際基準に規定されるとおりの特定のアンチ・ドーピングの主題についてのテクニカルな義務的要件を含む、WADA が採択し、随時公表する文書をいう。

「検査」とは、ドーピング・コントロール手続のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の搬送を含む部分をいう。

「治療使用特例 (TUE)」とは、医療上の症状を有する競技者が禁止物質又は禁止方法を使用することを認めるものである。但し、第 4.4 項及び「治療使用特例に関する国際基準」に定める条件が充足される場合に限る。

「ユネスコ国際規約」とは、2005 年 10 月 19 日のユネスコ総会の第 33 回会期において採択されたスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約並びに同規約の締約国及びスポーツにおけるドーピング防止に関する締約国会議において採択されたそのすべての改定をいう。

「WADA」とは、世界アンチ・ドーピング機構をいう。

3.2 「教育に関する国際基準」の定義語

「教育計画」とは、第4条で要請されているとおり、状況分析、教育対象プールの特定、目標、教育アクティビティ、及びモニタリング手順を含む文書をいう。

「教育対象プール」とは、システム評価手順を通して特定されたターゲットグループのリストをいう。

3.3 「分析機関に関する国際基準」の定義語

「アスリート・パスポート・マネジメント・ユニット (APMU)」とは、パスポート保有機関に代わってADAMSにおいてアスリート・バイオロジカル・パスポートの適時の管理について責任を負う人により構成されるユニットをいう。

3.4 「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」の定義語

「個人情報」とは、個人が特定された若しくは特定可能な参加者又は専らアンチ・ドーピング機関によるアンチ・ドーピング活動に関してのみその情報が処理されるその他の人に関連する情報で、機微な個人情報を含むが、これに限られない情報をいう。

[個人情報の解説: 個人情報は、競技者の氏名、生年月日、詳細な連絡先及び所属しているスポーツ団体、居場所情報、(該当する場合) 指定されたTUE、アンチ・ドーピング検査結果並びに結果管理(規律のための聴聞会、不服申立て及び制裁措置を含む。)に関する情報を含むが、これに限られないものと理解されている。個人情報はさらに、アンチ・ドーピング活動において競技者と協働し、競技者を治療し、又は支援する医学専門家及びその他の人などに関する、個人についての詳細な情報及び連絡先の情報も含む。当該情報が処理されるすべての期間において、関係する個人が組織化されたスポーツに関係し続けるか否かを問わず、当該情報は個人情報であり続け、本国際基準による規制を受ける。]

3.5 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の定義語

「検体管理の連鎖」とは、検体の提出から検体が分析のために分析機関に受理されるまでの、検体管理に責任を有する個人又は機関による一連の手順をいう。

「事前通告無しの検査」とは、競技者に対して事前の警告なく行われ、競技者が通告された時から検体提出までの間継続して付き添いをされる検体採取をいう。

「リスク評価」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第4.2項に従い、アンチ・ドー

ピング機関が行う競技又は競技種目におけるドーピングのリスクの評価をいう。

「検体採取機関」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件に従い検体の採取を行う責任を有する機関をいう。(1)検査管轄機関そのもの、又は、(2)検査管轄機関が自己の検査権限を付与し又は業務を委託した委託された第三者（但し、検体採取に関し、世界規程の下、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件に従う究極的な責任は、検査管轄機関が常に負う。）の別を問わない。

「検体採取器具」とは、A 及び B ボトル、キット又は容器、採尿カップ、チューブその他検体採取セッション中及びその後に検体を採取し、保持し、保管する道具であって第 6.3.4 項の要件を満たすものをいう。

「検体採取要員」とは、検体採取セッションにおいて職務を遂行又は補助する権限を検体採取機関により与えられた役職員の総称をいう。

「検体採取セッション」とは、最初の接触があつてから、競技者が検体を提出した後ドーピング・コントロール・ステーションを退出するまでの、競技者に直接関わる一連の行動すべてをいう。

「検査配分計画」とは、競技者に対して検査を計画するアンチ・ドーピング機関により、第 4 条の要件に従い作成された文書をいう。

3.6 「治療使用特例に関する国際基準」の定義語

「治療使用特例専門委員会（又は「TUEC」）」とは、アンチ・ドーピング機関が TUE の申請を検討するために設置する専門委員会をいう。

3.7 「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に固有の定義語

「アンチ・ドーピング・プログラム」とは、署名当事者が規程遵守を達成するために実施することが義務づけられる、法令、規則、規制、過程及び手続、並びに他の活動（アンチ・ドーピング活動を含む）をいう。

「規程遵守」とは、本件署名当事者に適用される、世界規程及び／又は国際基準のすべての要件、並びに WADA 常任理事会の賦課するあらゆる特別な要件の遵守をいう。

「規程遵守質問票」とは、WADA が発行する質問票形式の自己評価調査であつて、署名当事者が自己の規程遵守についてこれを通して WADA に報告するものをいう。

「コンプライアンス監査」とは、第 7.7 項に従い、署名当事者のアンチ・ドーピング・プログラムの全部又は一部について WADA が行う正式な評価をいう。

「コンプライアンス審査委員会」又は「CRC」とは、第 5.2.1 項において説明されるとおりである。

「是正措置計画」とは、是正措置報告において WADA が特定する是正措置を、当該報告に規定される時間的枠組み内において、署名当事者が実施する方法を規定する、署名当事者の起草した計画をいう。

「是正措置報告」とは、署名当事者による不適合、及び、当該署名当事者が当該不適合を所定の時間枠内において是正するために講じなければならない是正措置を特定する、WADA の作成した報告をいう。

「不可抗力事由」とは、署名当事者の合理的コントロール外にある行為、事由、不作為又は事故に起因し又はこれを理由とする事由であって、署名当事者の完全な規程遵守を達成する能力に影響を与えるものをいう。当該事由は、あらゆる物理的自然災害、戦争、軍事行動、暴動、群衆騒動、ストライキ、ロックアウトその他争議行為、テロリスト行為又は内乱を含み得る。しかし、当該事由は、第 8.4.3 項に従い、いかなる場合であっても、署名当事者のリソース不足、選任された役職者若しくは人員の変更、又は政府その他の公的機関による干渉及び／若しくは支援の不提供その他の作為・不作為を含まないものとする。

「義務的情報請求」とは、WADA が署名当事者の規程遵守を評価することを可能ならしめるよう、署名当事者が特定の情報を特定の日までに提供することを義務づける、WADA が署名当事者に送付することのできる請求をいう。

「署名当事者措置」とは、署名当事者が規程遵守を維持しなかった結果として当該署名当事者に賦課され得る、世界規程第 24.1.12 項に定める一つ以上の措置をいう。当該措置は、手元の事案の特定の実事及び状況に基づき、第 10 条に規定する原則を適用しなければならない。

「WADA 監査人」とは、署名当事者の規程遵守を評価するために WADA の研修を受けた、適切な経験を有する WADA スタッフメンバー又は外部のアンチ・ドーピング専門家をいう。WADA 監査人は自己が行う各コンプライアンス監査について、いかなる利益相反もあってならない。

「WADA 特権」とは、世界規程第 24.1.12.1 項に列挙される便益をいう。

3.8 解釈

3.8.1 「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」の正文は、WADA によって維持され、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合には、英語版が優先するものとする。

3.8.2 世界規程と同様に、「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」は、比例性の原則、人権、その他の適用される法的原則を考慮して起草されている。本国際基準は、それらに照らして解釈

され、適用されるものとする。

3.8.3 「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」の各条項に注釈として付された解説は、本国際基準を解釈するために用いられるものとする。

3.8.4 別段明示される場合を除き、条項又は付属文書への言及は、いずれもこの「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」の条項又は付属文書に対する言及である。

3.8.5 「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に使用されている「日」という用語は、別段明示される場合を除き、暦日をいうものとする。

3.8.6 「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」の付属文書は、国際基準のその他の部分と同様に義務的事項である。

第2部：WADAによる、署名当事者の規程遵守の モニタリング及び執行に関する基準

4.0 目的

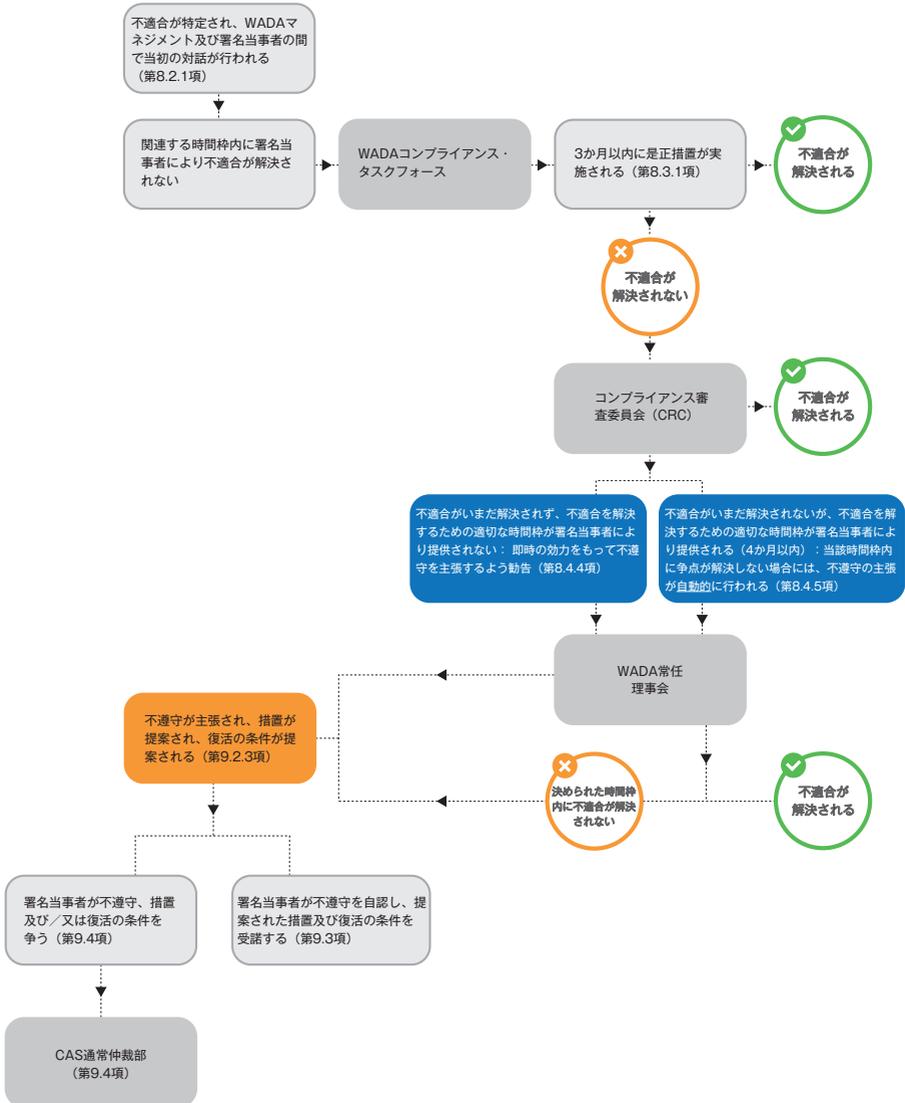
4.1 「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」の第2部は、スポーツが行われるあらゆる場所において公正な環境があるよう、署名当事者が、世界規程及び国際基準の要件を充足するよう、自己の各々の責務範囲内において、アンチ・ドーピング・プログラムを遂行することを確保することを目的とする。

4.2 署名当事者がいつでもあらゆる遵守事項を自発的に取り扱うことが望まれることが強調される。署名当事者について不遵守が宣言され、署名当事者措置が賦課されるのは最終手段であり、あらゆる奨励が行われたにも関わらず、署名当事者が要求された時間枠内に必要な是正措置を講じなかった場合に限り追求されるべきである。

4.3 したがって、WADAのコンプライアンス監視プログラムは、署名当事者との対話及びコミュニケーション、署名当事者による完全な規程遵守を確保する努力の支援、並びに署名当事者のアンチ・ドーピング・プログラムの継続的な改善のための指針を提供することに焦点を置く。不適合の事案が特定された場合において、「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」は、署名当事者に当該不適合を是正する機会を与えたとともに、(不適合が是正されなかった場合には)不遵守の判断及び予測可能であって、段階づけられ、相応の署名当事者措置の賦課につながる、客観的で、事前決定され、透明な手続及び基準を設けている。また「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」は、復活のための明確な道筋を定めている。

5.0 WADA のコンプライアンス監視機能に関与する異なる団体の役割、責務及び手続

図1：不適合の特定から不遵守の主張までの手続を描写するフローチャート（第5.1項から第5.3項まで）



5.1 規程遵守の運用上の監督

5.1.1 規程遵守の運用上の監督は、異なる WADA の部門出身のスタッフにより構成される内部的な WADA コンプライアンス・タスクフォースを通して、WADA マネジメントがこれを提供する。

5.1.2 WADA マネジメントは、コンプライアンス審査委員会 (CRC) と連携して、また、第 7.2 項に関して、CRC が承認した努力の優先づけに従い、WADA のコンプライアンス監視プログラムに関連する一切の活動の策定を調整し、指示することについて責任を負う。これは、以下の事項を含む。

5.1.2.1 署名当事者が、世界規程及び国際基準に基づく自己の義務を果たすのにおいて、WADA が継続的な支援及び援助を提供することを調整すること（第 6 条を参照すること）。

5.1.2.2 署名当事者による規程遵守を監視するために WADA が処分権を有するすべてのツール（ADAMS、規程遵守質問票、義務的情報請求、コンプライアンス監査、継続的コンプライアンス監視により取得した情報、その他 WADA が受領し又は収集した他の関係する情報を含むが、これらに限られない。）を利用すること（第 7 条を参照すること）。

5.1.2.3 不適合が特定された場合には、署名当事者と対話を開始し、不適合を是正するために署名当事者が講じる是正措置を特定し、所定の時間枠内で是正措置を完了することができるよう署名当事者を助けるために指針を提供すること（第 8 条を参照すること）。

5.1.2.4 署名当事者の是正措置が完全に不適合を是正したかを評価し、不適合が完全に是正されていない場合には事案を CRC に付託し、CRC の審議を促進するために関係する裏づけ情報を伴う報告を提供し、CRC の勧告を実施し、フォローアップすること（第 8 条及び第 9 条を参照すること）。

5.1.2.5 署名当事者が要求された時間枠内に不適合を是正しなかった場合には、CRC の勧告を受けて、主張された不遵守について署名当事者に正式に通知することについて WADA 常任理事会の承認を取得すること（当該通知は、当該不遵守のために適用されるべきと主張される署名当事者措置、及び、署名当事者が復活させられるために署名当事者が充足すべきと提案される条件をも特定するものとする）（第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条を参照すること）。並びに、

5.1.2.6 署名当事者が復活させられることを勧告するか否か及び勧告の時期について CRC に報告するために、署名当事者に賦課された復活の条件を充足するための署名当事者の努力を監視すること（第 11 条を参照すること）。

5.2 独立審査及び勧告

5.2.1 コンプライアンス審査委員会は、WADA の規程遵守の監視努力及び執行活動を監督し、当該事項に関する助言及び勧告を WADA 常任理事会に提供する、独立した非政治的な WADA の常設委員会である。

5.2.1.1 CRC は、その業務の信用性を支えるその構成員の独立性、政治的中立性及び専門性を確保するために設計される付託条項に準拠する。付託条項は、CRC の構成員に、利益相反の可能性について宣言し、自己が利益相反を有しうるあらゆる事項についてすべての CRC の審議から自己を除外することを義務づける、厳格な利益相反条項を含む。

5.2.2 CRC は、規程遵守、不適合の是正、及び復活に関する事項について、審査し、評価し、伝達し、WADA 常任理事会に勧告することを包含する、標準化された手続に従う。当該手続（第 8 条、第 9 条及び第 11 条を参照すること。）は、規程遵守の評価及び執行について、透明、客観的かつ一貫したアプローチを支持するよう設計されている。

5.2.2.1 WADA マネジメントが明白な不適合を CRC に報告する場合には、完全な規程遵守を達成するよう、特定された時間枠内に不適合を説明し、是正する時間及び機会を署名当事者に付与する手続が履踐される（第 8 条を参照すること）。

5.2.2.2 署名当事者が当該手続の枠組みの中で不適合を是正しなかった場合には、CRC は事案を詳細に審査し、署名当事者に対し不遵守の主張に関する正式な通知が発行されるよう WADA 常任理事会に勧告するか否かを判断する（第 5.3 項を参照すること）。

5.2.3 CRC は、WADA マネジメントが挙げるコンプライアンス関連問題を審査し、評価するのに加え、いつでも、自己の判断するコンプライアンス関連問題が WADA マネジメントで取り扱われるよう、これを特定することができる。

5.3 不遵守及び署名当事者措置の独立した判断

5.3.1 世界規程第 24.1.4 項に従い、CRC の勧告を受けて、WADA 常任理事会は、署名当事者について主張される世界規程及び／又は国際基準の不遵守について正式な通知を当該署名当事者に送付することを承認することができる。当該通知は、当該不遵守のために適用されるべきと主張される署名当事者措置、及び、署名当事者が復活させられるために署名当事者が充足すべきと提案される条件を特定するものとする。

5.3.2 世界規程第 24.1.5 項に従い、署名当事者が通知を受領してから 21 日以内に当該通知の内容を受諾し又はこれを争わなかった場合には、不遵守の主張は自認されたものとみなされ、署名当事者措置及び復活の条件は受諾されたものとみなされ、（世界規程第 13.6 項に従い不服申

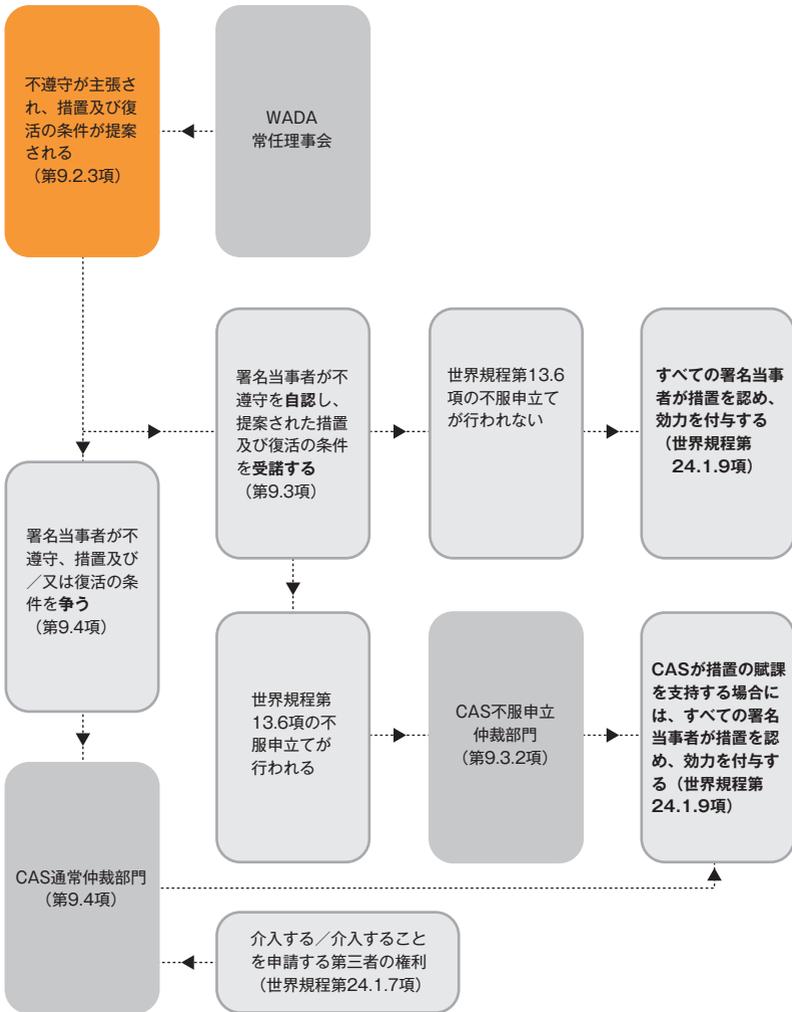
立てがなされなかった場合には) 当該通知は自動的に、*世界規程*第 24.1.9 項に従い即時の効力をもって執行可能な終局的な判断になる。署名当事者が通知の一部を争った場合には、CAS が*世界規程*第 24.1.6 項に従い当該争議を解決する。

5.3.3 署名当事者が通知を終局的な判断として一旦受諾した場合、又は(争った場合には) CAS が一旦終局的な判断を発行したときは、*世界規程*第 24.1.9 項に従い、当該判断は世界中に適用されるものとし、他のすべての署名当事者により、自己の権限に従いかつ自己の責任範囲内において、承認され、尊重され、完全な効力を付与されるものとする(下記の図 2 を参照すること)。

5.4 最終手段の原則

5.4.1 「最終手段」の原則と一貫して、あらゆる事案(通常の事案のみならず迅速手続事案を含む)において、署名当事者が不適合を是正するために必要とされる時間枠を達成せず、当該事案が CRC 及びこれを超えて付託された場合であっても、CAS が署名当事者措置を賦課する前に署名当事者が不適合を是正したならば、署名当事者措置は賦課されてはならない。但し、(a) CAS の面前において事案を追及するのにおいてコストが発生した場合(かかる場合においては、署名当事者が当該コストを負担しなければならない)、並びに/又は (b) 要求された時間枠内に不適合を是正しなかった結果として、スポーツにおけるドーピングとの戦いに回復不能な損害が発生した場合(かかる場合において、当該損害を反映するために署名当事者措置が賦課される場合がある。)はこの限りではない。

図2:不遵守の正式な主張の後の手続を描写するフローチャート(第5.3.1項、第5.3.2項及び第5.3.3項)



5.5 復活の手續

5.5.1 該当する場合には、WADA マネジメントは、署名当事者による復活の条件の実施について CRC に報告し、CRC は、署名当事者が当該条件を充足したか否か及び復活させられるべきか否かについて WADA 常任理事会に勧告する。

5.5.2 WADA 常任理事会が、署名当事者が自己の復活の条件をまだ充足せず、復活させられるべきではないと主張する場合において、署名当事者が当該主張を争うときには、当該争議は、世界規程第 24.1.10 項に従い解決される。世界規程第 24.1.9 項に従い、CAS の判断は世界中に適用されるものとし、他のすべての署名当事者により、自己の権限に従いかつ自己の責任範囲内において、承認され、尊重され、完全な効力を付与されるものとする。

6.0 署名当事者が規程遵守を達成／維持しようとする努力の、WADA による支援

6.1 目的

6.1.1 WADA の優先事項は、署名当事者が自己のアンチ・ドーピング・プログラムを強化することを支援し、もって自己がクリーンな競技者に提供する保護を増強することである。完全な規程遵守を達成することはいつでも署名当事者の義務であり続けるものとし、署名当事者が遵守することについて他者が助けなかったということは抗弁にも弁解にもならないものとする。しかし、WADA は、完全な規程遵守を達成し、維持し、又はこれに戻ろうとする署名当事者を支援し、援助するためにあらゆる合理的な努力を果たす。

6.2 運用上の支援及び技術的支援

6.2.1 WADA は、署名当事者が完全な規程遵守を達成し、維持し、又は（該当する場合には）規程遵守の状態に戻るよう援助するために運用上の支援及び技術的な支援を提供する。これには、助言及び情報を提供し、リソース、指針、研修資料及び研修プログラムを開発し、可能な場合には他のアンチ・ドーピング機関とのパートナーシップを促進することを含む。WADA の予算により可能な場合には、当該支援は、署名当事者が費用を負担することなく提供されるものとする。

6.2.2 実例として、WADA は、署名当事者が世界規程及び国際基準に基づく自己の責務を理解し、当該責務を達成し、完全な遵守を維持するために、複数の文書及びツールを開発しており、それらは以下を含む。

6.2.2.1 署名当事者の権限領域内における、世界規程及び国際基準の実施のためのモデル規則。

6.2.2.2 世界規程に準拠したアンチ・ドーピング・プログラムの様々な構成要素（検査、

TUE、結果管理、教育、並びにインテリジェンス及びドーピング調査を含むが、これらに限られない。)の実施をカバーする指針文書。

6.2.2.3 文書及び様式の雛型。並びに、

6.2.2.4 オンライン上の教育ツール。

6.2.3 また WADA は規程遵守質問票及びコンプライアンス監査プログラムを開発しており、これらは署名当事者が自己のアンチ・ドーピング・プログラムにおける不適合を特定し、当該不適合を是正するための計画を工夫し、実施することを助けるよう設計されている。WADA は、署名当事者が自己の規程遵守質問票、自己のコンプライアンス監査プログラム、その他自己のコンプライアンス監視プログラムの他のすべての側面を理解することができるよう、署名当事者に様々な種類の支援及び援助を提供しており、今後とも提供し続けるものとする。当該支援及び援助は、情報セッション、すなわち、コンプライアンス監視プログラムが掲載され今後も掲載され続ける自己のウェブサイト上の専門セクション（「よくある質問 (FAQ)」への回答を含む）、及び、他の支援サービスを含む。

6.2.4 署名当事者は、自己が完全な規程遵守を達成することを助けるよう、他の署名当事者に援助を求めることができる。WADA は、パートナーシップ契約に関する更なる情報及び指針を自己のウェブサイトに提供することを含め、署名当事者がこのようなパートナーシップ関係を構築することについて署名当事者を援助しようとする。また、署名当事者は、自己に代わってアンチ・ドーピング活動を行うよう、委託された第三者を任命することができる。しかしながら、署名当事者は、世界規程第 20 条及び本「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」の第 8.4.3 項に従い、結果として発生するあらゆる不適合について常に完全に責任を負い続けるものとする。署名当事者は、委託された第三者が、WADA のあらゆるコンプライアンス監視努力（規程遵守質問票、義務的情報請求、コンプライアンス監査、及び、継続的なコンプライアンス監視要件の一切（これについては第 7.8 項を参照すること。）に適切に対応することを含むが、これらに限らない。）に全面的に協力すること（また、当該署名当事者が当該努力に全面的に協力することを可能ならしめること）を要求することができることを確保するものとする。

6.2.5 第 8 条に定めるとおり、完成された規程遵守質問票又はコンプライアンス監査その他におけるかを問わず、不適合が特定された場合には、WADA マネジメントは、完全な規程遵守を達成するために対話及び支援を通して署名当事者を援助することに焦点を置くものとする。署名当事者は、不適合を争い又はこれを是正するために適切な機会を付与されるものとする。当該機会には、(必要な場合には、) WADA が、いずれの是正措置が要求されるかを記載し、その完了のための時間枠を特定する是正措置報告を提出することを含む。また、是正措置報告は、ベストプラクティスに関する勧告も含むことができ、また、適切な場合には、署名当事者が報告に回答し、自己のアンチ・ドーピング・プログラムを強化することを援助することのできる、WADA のウェブサイトに掲載されたリソース及び資料を参照することができる。加えて、WADA は、署名当事者が提供した是正措置計画（要求された文書及び関連する文書を含む）を検討し、それが目的に合うことを確保するために必要に応じコメントを提供する。

7.0 署名当事者による規程遵守の努力の監視

7.1 目的

7.1.1 署名当事者による規程遵守を監視するための世界規程第 20.7.3 項及び第 24.1.1 項に基づく自己の義務に従い、WADA は、署名当事者が世界規程及び国際基準を遵守していることを確保するために署名当事者の規則及び規制（及び／又は世界規程が特定の国において立法により実施された場合には、法令）をレビューする。また WADA は、アンチ・ドーピング・プログラムを通して、署名当事者が、世界規程及び国際基準のすべすべての要件を充足する自己の規則、規制及び法令を実施しているか否かを評価する。第 7 条は、これらの監視活動が準拠する基準を定めることを目的とする。監視手続を可能な限り効率的かつ費用対効果の高いものとするのが、常に目的であり続ける。

7.2 異なる署名当事者間の優先順位づけ

7.2.1 以下の当事者は、すべて世界規程の署名当事者である。

7.2.1.1 国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会、

7.2.1.2 他の主要競技大会機関、

7.2.1.3 国際競技連盟、

7.2.1.4 国内オリンピック委員会及び国内パラリンピック委員会、

7.2.1.5 国内アンチ・ドーピング機関、並びに

7.2.1.6 WADA のウェブサイトにも列挙される他の様々な機関。これらには、国内オリンピック委員会の加盟団体、国際競技連盟の加盟団体、障がいのある競技者のための組織であって国際競技連盟ではないもの、及び、国内のコモンウェルスゲームズ協会を含むが、これらに限らない。

7.2.2 署名当事者の数が多く、WADA のリソースが限られていることを踏まえて、CRC は、以下の対象者についての規程遵守の監視を優先づける旨の、WADA マネジメントからの提案を承認することができる。(a) 特定の区分の署名当事者。これは、世界規程に基づく署名当事者の当該特定の区分について要求されるアンチ・ドーピング活動の範囲に基づく。及び／又は、(b) 特定の具体的な署名当事者。これは、客観的なリスク評価に基づく。以下は、当該評価において考慮されうる非限定的な要因のリストである。

7.2.2.1 （署名当事者が国際競技連盟の場合には、）特定の競技／種目におけるドーピングの生理学的リスク、

7.2.2.2 (署名当事者が国際競技連盟の場合には、) オリンピック競技大会及び／又はパラリンピック競技大会における署名当事者の参加、

7.2.2.3 (署名当事者が主要競技大会機関の場合には、) 競技大会に参加する競技者の水準。

7.2.2.4 国際競技大会における特定の国出身の競技者のパフォーマンス、

7.2.2.5 特定の国又は特定の競技／種目におけるドーピングの前歴、

7.2.2.6 義務的情報請求又は規程遵守質問票に対する署名当事者の回答、

7.2.2.7 署名当事者のアンチ・ドーピング・プログラムに顕著な不適合が存在する可能性を示唆する信頼性のあるインテリジェンス又は調査結果の受領、

7.2.2.8 署名当事者による、世界規程又は国際基準に基づく最重要又は優先度高の要件の違反、

7.2.2.9 WADA がファシリテーター又は当事者として行動した提携プログラムの後に、署名当事者が勧告を実施しなかったこと、

7.2.2.10 WADA が行い又は支持した勧告 (例えば、オリンピック競技大会若しくはパラリンピック競技大会又は他の競技大会に至る準備段階における検査に関連して) の後に、署名当事者が措置 (例えば、特定対象検査) を実施しなかったこと、

7.2.2.11 (署名当事者が NADO 又は NADO として行動する国内オリンピック委員会である場合において、) 署名当事者の国が WADA 認定分析機関を自国に受け入れ、及び／又は、主要なスポーツ競技大会を開催することを入札し若しくはこれを開催する権利を取得したという事実、

7.2.2.12 不適合状態にあると認定された署名当事者が復活されるよう求めている場合、並びに／又は

7.2.2.13 WADA 常任理事会及び／又は WADA 常設委員会により要求された場合。

7.2.3 世界規程第 20 条は、国際競技連盟、国内オリンピック委員会及び国内パラリンピック委員会について、自己の構成員／認定団体により規程遵守を執行することを義務づけている。WADA が自己の監視活動の過程において、当該署名当事者の構成員／認定団体による世界規程の明白な不遵守について知った場合には、WADA は、世界規程に基づく署名当事者の義務に従い、適切なフォローアップ及び措置のために、署名当事者に通知する。

7.2.4 加えて、CRC は、署名当事者の数が多いこと及び WADA のリソースが限定されていることを踏まえ、世界規程及び／又は国際基準の最重要及び (特定の状況では) 優先度高の要件

の執行を優先する旨の WADA マネジメントによる提案を承認しつつ（必要な場合には、不遵守を主張し、署名当事者措置を賦課することを提案することによる場合も含む。）、署名当事者に対し、世界規程及び／又は国際基準の他の要件を遵守することを確保するために必要なあらゆる是正措置を講じる追加の機会を与える場合がある。最重要の要件の不遵守及び悪化要因に関わる事案において適切な署名当事者措置を賦課することを追求することが、最も優先される。

7.2.5 また、WADA は、自己の監視業務を補助するために、他の団体による支援を求めることができる。

7.2.6 疑義を避けるために付言するに、署名当事者は、WADA による監視のために優先されているか否かを問わず、世界規程及び国際基準に基づく自己の義務をいつでも完全に遵守することが義務づけられる。

7.3 他の団体との協力

7.3.1 WADA は、署名当事者による完全な規程遵守を促進するために、他の関連する団体と適切に協力することができる。当該協力は、ユネスコが、政府がユネスコ国際規約を遵守するよう促進する努力に協力すること、欧州評議会が、政府が自己のアンチ・ドーピング規約を遵守するよう促進する努力に協力すること、及び／又は、他のあらゆる政府間の機関若しくはイニシアティブに協力することを含み、これらに限られない。当該協力は、署名当事者による規程遵守を監視する WADA 自身の努力の有効性を促進し、最大化することを目的とする。当該協力は、適用されるデータ保護法的一切を尊重する方法で行われる。

7.3.2 当該協力は、特定の国に関連して他の団体のコンプライアンス監視活動と連携すること（例えば、共同現地訪問、連携質問票）、当該活動に役立つ関連情報の交換、並びに、関連する当事者による遵守を援助し、奨励することを目的とした行動を連携することを含むが、これらに限られない。

7.4 WADA の監視ツール

7.4.1 WADA は、署名当事者による規程遵守を監視するために自己が処分権を有するあらゆる法的手段を利用することができる。当該法的手段は、以下を含むがこれらに限られない。

7.4.1.1 世界規程第 24.1.2 項に従い、合理的かつ明確に伝えられた時間枠内に規程遵守質問票及び／又は自己の規程遵守に関する他の報告を完成し、提出するよう、署名当事者に要求すること。当該報告は、WADA が要求したすべての情報を正確かつ完全に提供し、特定された不適合の理由を説明し、署名当事者が当該不適合を是正するために行った及び／又は行うことを提案する取り組みを説明するものとする。

7.4.1.2 署名当事者の規程遵守を評価し、不適合を特定・区分し、及び、不適合を是正し、

もって完全な規程遵守を達成するために必要な是正措置を特定するため、第 7.7 項に従い、署名当事者の継続的なアンチ・ドーピング・プログラムについてコンプライアンス監査を行うこと。

7.4.1.3 (a) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会、並びに (b) 他選ばれた競技大会において、インディペンデント・オブザーバー・プログラムを行うこと。

7.4.1.4 オリンピック競技大会若しくはパラリンピック競技大会又は他の競技大会の準備段階において、特定対象検査及び／又は他の手段を実施するために WADA が行い又は支持した要求に対する署名当事者の回答の適切性を検討すること。

7.4.1.5 以下の重要文書を検討すること。

- (a) 署名当事者の規則及び規制（並びに／又は特定の国において関係法令により世界規程が実施された場合には、関係法令）。
- (b) 世界規程第 5.4 項及び「検査及びドーピング調査に関する国際基準」第 4.1.3 項に従い提供された、署名当事者のリスク評価及び検査配分計画。
- (c) 世界規程第 14.4 項に従い提供された、各々の署名当事者のドーピング・コントロール活動に関する、署名当事者の年次統計数値報告。
- (d) ドーピング・コントロール・フォーム、TUE 決定、その他 ADAMS に登録されたデータ（特定の時間枠内に当該情報を ADAMS に登録するための要件の遵守を評価すること、及び「治療使用特例に関する国際基準」の遵守に関して TUE 決定を検討することを含む）。
- (e) 他の関連団体により取りまとめられた報告（例えば、「欧州評議会のアンチ・ドーピング規約の監視グループ」が行った対象国訪問の報告）。並びに、
- (f) 署名当事者の規程遵守を評価するために WADA マネジメントが署名当事者から要求した他の文書又はデータの一切。

7.4.1.6 第 7.8 項に従い他の継続的なコンプライアンス監視活動を行うこと。

7.4.1.7 世界規程第 7.6 項及び第 14.1.4 項並びに「結果管理に関する国際基準」に従い、署名当事者が行い、WADA に伝えられた、結果管理決定を検討すること。これには、署名当事者による以下の決定を含むが、これらに限られない。

- (a) 違反が疑われる分析報告として非定型報告を提起しないこと。
- (b) アンチ・ドーピング規則違反として違反が疑われる分析報告又はアスリート・バイオ

ロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告を提起しないこと。

- (c) アンチ・ドーピング規則違反として居場所情報関連義務違反その他明白な違反を提起しないこと。
- (d) アンチ・ドーピング規則違反の主張を撤回すること。及び、
- (e) 最初に聴聞を開催せずにアンチ・ドーピング規則違反を主張する手続の結果に合意すること。

但し、例外的な事案を除き、WADA は、もっぱら単一の不遵守の結果管理決定に基づき署名当事者が不遵守であると主張しないものとする。代わりに、WADA は、WADA マネジメントが不遵守であるみなす多数の結果管理決定を受領してから合理的期間内に、署名当事者に通知する。その後、当該通知にかかわらず、(1) 署名当事者が更なる不遵守の結果管理決定を回避するために合理的に設計された措置を講じなかった場合、又は、(2) 署名当事者が責任を負う更なる不遵守の結果管理決定を WADA が受領した場合には、WADA は（第 8.2.2 項に従い是正措置報告を発行することにより）署名当事者について不遵守のための更なる措置を講じる。

7.4.1.8 信頼性のある情報源から取得した不適合の可能性に関するインテリジェンスを評価し、処理すること。当該情報源には、WADA のインテリジェンス及び調査の部門、署名当事者その他のステークホルダー、WADA 認定分析機関その他 WADA が承認した分析機関、検体採取機関及び／又は検体採取要員、法執行機関その他関連機関（他の規制上機関及び／又は規律団体を含む。）、競技者又はその他の人、内部通報者、メディア、並びに一般公衆を含むが、これらに限られない。

7.4.1.9 署名当事者による不遵守に関する情報を提供するよう、競技者又はその他の人を奨励するよう、世界規程第 10.7.1 項に従い WADA に付与された権限を利用すること。

7.4.1.10 署名当事者による不遵守に関するインテリジェンスをフォローアップし、及び／又はその可能性のある事例を調査するよう、WADA のインテリジェンス及び調査の部門に要求すること。並びに、

7.4.1.11 自己の利用可能な他の関係する信頼性のある情報又はデータを利用すること。

7.4.2 署名当事者が、自己の財産的価値のある機密情報であるコンプライアンス情報を（例えば規程遵守質問票又は義務的情報請求に対する回答として）WADA に提供することが義務づけられる場合には、WADA は当該情報を秘密裡に取り扱い、当該情報を、規程遵守を監視するためのみに使用し、他の目的のために使用しない。

7.5 規程遵守質問票

7.5.1 世界規程第 24.1.2 項は、WADA が要求する場合には、署名当事者が自己の規程遵守について WADA に報告するよう、義務づけている。

7.5.2 CRC の勧告に基づき WADA 常任理事会が決定した場合には（但し、例外的事情が発生した場合を除き、3 年に一度を超えることなく）、WADA は、署名当事者が自己の規程遵守及び不適合の可能性について自己評価し、自己報告することができるよう、署名当事者に規程遵守質問票を送付する。規程遵守質問票は、署名当事者が、規程遵守質問票における質問に対する自己の回答を支持し、補充する文書を提供するよう要求する場合がある。

7.5.3 WADA は、完成された（すべての項目が記入済みの）規程遵守質問票（これに伴う文書を含む）を返還するための合理的な日を特定する。また、その日が近づくにつれ、署名当事者にリマインダーを送付する。

7.5.4 世界規程第 24.1.3 項に付言すると、署名当事者が特定された日までに正確かつ完成された規程遵守質問票を WADA に返還しないことは、それ自身が世界規程第 24.1.2 項の不遵守であって、第 8.3.1 項に概要が規定された手続を発動させるものである。

7.5.5 WADA は、署名当事者の規程遵守の程度を評価するために、完成された規程遵守質問票において提供された情報を検討する。WADA は、他の信頼性のある情報源から取得した情報（例えば、ADAMS に登録された情報や独立した調査報告など）を参照することにより、規程遵守質問票における特定の質問に対する署名当事者の回答を検証しようと努めるものとする。WADA は、結論を導き出す前に、署名当事者の回答と当該データとの明白な相違について、署名当事者と協議する。

7.5.6 WADA が、規程遵守質問票からは不適合であることが明らかとはならないと判断した場合には、署名当事者は書面により正式に通知を受ける。WADA が署名当事者の完成された規程遵守質問票の検討によっては特定することができなかったが、代わりに自己の他のコンプライアンス監視活動の一卷として特定された不適合が、実際には存在する（かつ当時存在した）という場合には、WADA の元の結論は、署名当事者が不適合を是正させられるよう「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」において特定された措置を講じる WADA の能力を、いかなる方法によっても、制限しないものとする。

7.5.7 WADA が、署名当事者の完成された規程遵守質問票に基づき不適合を特定した場合には、WADA は、第 8.2.2 項に基づき是正措置報告を発行する。

7.6 義務的情報請求

7.6.1 他の監視活動からは独立して、WADA が、署名当事者が最重要又は優先度高の要件を遵守していない可能性があることを示す情報を受領し、又は収集した場合には、WADA マネジメントは、WADA が実際の状況を確認することを可能ならしめる情報を提供することを要求す

る義務的情報請求を、署名当事者に送付することができる。WADA は、署名当事者の規程遵守を WADA が効果的に評価するために必要であって、他の情報源（例えば ADAMS）により WADA が既に利用可能ではない情報のみを請求するものとする。当該請求は、WADA マネジメントが当該情報を請求する理由を説明し、署名当事者が当該情報を提供すべき日（少なくとも 21 日以降の日とするものとする）を特定する。

7.6.2 WADA マネジメントは、署名当事者から受領した回答を検討し、評価及び勧告（（適切な場合には）第 8.2.2 項に従い是正措置報告を発行する旨の勧告を含む。）を提供するために、WADA 監査人を指定する。

7.6.3 署名当事者が、WADA が回答の受領のために指定した日までに、義務的情報請求に必要な回答を提供しなかった場合には、第 8.3.1 項に概要が記載された手続が発動する。

7.7 コンプライアンス監査プログラム

7.7.1 WADA マネジメントは、いずれの署名当事者がコンプライアンス監査を受けるか、（CRC の監督の下で）決定する。第 7.2.2 項に列挙された要素は、コンプライアンス監査を発動する場合がある。署名当事者は、他の関連する理由又は WADA が収集し若しくは受領した信頼のあるインテリジェンスに基づき、コンプライアンス監査のために選ばれる場合もある。

7.7.2 コンプライアンス監査は、WADA 監査人がこれを行う。コンプライアンス監査は、対面により（すなわち、監査チームが署名当事者を訪問し、署名当事者のチームの関連するメンバーの面前において署名当事者のアンチ・ドーピング・プログラムの評価を行うこと）、又は、義務的情報請求など、WADA の要請により主導された書面による情報の交換により、これを行うことができる。

7.7.3 それぞれの場合において、署名当事者は、コンプライアンス監査のあらゆる側面について、WADA 及び WADA の監査チームに協力するものとする。協力がなかった場合には、WADA マネジメントは、不適合の可能性として、CRCに審査のために付託することができる。

7.7.4 対面のコンプライアンス監査の手配

7.7.4.1 WADA は、コンプライアンス監査のために選ばれたこと、主任監査人及び監査チームの他のメンバーの氏名、並びに監査チームが監査するために署名当事者のオフィスを訪問することを提案する日（通常、2、3 日にわたる）について、署名当事者に通知を送付する。特定された日程は、署名当事者に、監査の訪問のために準備する時間として、少なくとも 1 か月の時間を与えるものであるべきである。

7.7.4.2 署名当事者は、監査のために提案された日程が対応可能であることを確認し、又は、これらの日程が差し支えである理由を説明し、WADA が提案した日程に可能な限り

近い代替日を提案する通知に回答するために、14日間の時間を与えられる。署名当事者が監査に応じることを拒否し、又は監査のための適切な日程を特定するために協力しなかった場合には、それは世界規程第24.1.2項に従い不適合とみなされ、第8.3.1項に定める手続が発動する。

7.7.4.3 一旦日程が確認された場合には、WADAは、行われる監査の範囲及び監査のために準備する方法についての指針を提供する監査計画を、署名当事者に送付する。

7.7.4.4 主任監査人は、必要な取り決めの一切を確認し、監査に関する質問に回答し、署名当事者が監査チームに対して情報を準備・提示する方法について協議するために、監査訪問の少なくとも14日前に、コンプライアンス事項について、署名当事者の主要連絡先と直接（例えば、電話又は対面の会議により）コミュニケーションを取るべきである。

7.7.5 あらゆる場合において、署名当事者は、監査訪問中に適切なスタッフが常駐するよう手配し、WADAの監査チームがコンプライアンス監査を行うために必要な会合及び関連する施設を提供することを含み、WADAの監査チームの訪問を手助けするものとする。署名当事者が自己のアンチ・ドーピング・プログラムの一部を委託された第三者に委託した場合には、署名当事者は、委託された第三者の代表者がWADAの監査チームの質問に回答し、監査中に要求された文書又は情報を提供することが可能であることを、確保しなければならない。

7.7.6 監査の初回会合において、監査チームは自己がコンプライアンス監査のために取るアプローチを説明し、監査の範囲を確認し、監査の協力及び支援のために署名当事者から期待する事項を確認する。また、監査に関連してあらゆる質問をする機会を署名当事者に与える。

7.7.7 コンプライアンス監査中、監査チームは異なる情報源からの手持ち情報を利用して、署名当事者のアンチ・ドーピング・プログラムを評価する。当該情報源には、署名当事者の完成された規程遵守質問票、ADAMSに登録されたデータ、独立した調査報告、収集又は受領されたインテリジェンス、WADAが信頼性があるとみなすメディア報告、その他監査チームの利用可能な信頼性のある情報を含む。監査チームは、署名当事者のアンチ・ドーピング・プログラムの一部として行われた署名当事者の作業の代表的な例や証拠を求め、当該例及び証拠と署名当事者が（例えば自己の規程遵守質問票において）提供した情報との間の相違に留意する。署名当事者は、コンプライアンス監査を完了させるために必要な情報、手続及びシステムの一切について、監査チームに完全なアクセスを与えることについて、協力するものとする。

7.7.8 最終会合において、監査チームは、（最重要及び優先度高の要件に焦点を当てて）明白な不適合を特定することを含めて、自己の初期的発見を口頭で提示する。また、監査チームは、一般的な要件に関する、発見及び／又はベストプラクティスの提言を示すことができる。署名当

事者は、最終会合中、監査チームの初期的発見事項に対する見解の相違を指摘する機会を与えられる。また監査チームは、署名当事者が発見事項を直ちに（すなわち、是正措置報告を待たずに）取り扱い始めることができるよう、是正措置の観点から、可能性のあるフォローアップ手続及び時間枠の概要を示す。監査完了後、主任監査人は、最終的な監査の発見事項を是正措置報告のドラフトの形で WADA マネジメントに提示する（それは、更なる検討を経て、クロージングの会合で口頭により提示された初期的発見事項よりも内容が多いものである場合がある）。その後、第 8.2.2 項に従い、実務上可能な限り早急に、最終的な是正措置報告が署名当事者に発行される。

7.9.9 WADA は、第 11.2.1.4 項に従い、署名当事者による償還の見込みがあることを条件として、コンプライアンス監査の費用を支払う。

7.7.10 WADA は、コンプライアンス監査を受けた署名当事者の一覧を自己のウェブサイトに公表する。一旦監査が完了し、対象となった署名当事者が最終的な是正措置報告を受領した後に、WADA は監査結果の要約を公表することができる。

7.8 継続的なコンプライアンス監視

7.8.1 WADA マネジメントは、署名当事者が、規程遵守質問票及びコンプライアンス監査を補充する方法を使用した継続的なコンプライアンス監査の対象となる、複数の要件を（CRCと相談して）特定する。

7.8.2 WADA 内の関連する部門が、署名当事者による問題となった要件の遵守を継続的に監視することについて責任を負う。不適合を是正する十分な時間を与えた上で、適切な時間枠及びリマインダーが設定され、署名当事者に伝えられる。

7.8.3 署名当事者が、WADA の関連部門が設定した時間枠内に不適合を是正しなかった場合には、当該部門は当該不適合を WADA マネジメントに報告し、WADA マネジメントは第 8.2.2 項に従い、是正措置報告を発行する。

7.8.4 上記の継続的なコンプライアンス監視に加えて、コンプライアンス監査の対象となった署名当事者は、監査時に特定された最重要又は優先度高の要件を伴う不適合について、監査後の是正措置報告の完了後に検討されるようにすることができる。WADA 監査人は、WADA がアクセスすることのできる情報（義務的情報請求を通じて行うものを含む。）を参照の上、最重要及び優先度高の要件が依然充足されているか、評価する。WADA 監査人が、最重要又は優先度高の要件を伴う不適合を特定した場合には、WADA は第 8.2.2 項に従い、是正措置報告を発行する。

7.9 主要競技大会機関に適用される特別な条項

7.9.1 主要競技大会機関は、本「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に定められた、規程遵守の監視及び執行に関する、他のあらゆる署名当事者と同じ規則及び手続の対象となる。しかし、主要競技大会機関は、インディペンデント・オブザーバー・プログラムの対象ともなりえる。主要競技大会機関の競技大会のタイミングを理由として、不適合の特定及び是正に関する通常の手続は、本第7.9項に定める方法に従い、主要競技大会機関のために迅速化される必要がある場合がある。疑義を避けるために付言するに、本第7.9項に別段の定めがない限り、本「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に定める通常の規則、手続及び時間枠が、主要競技大会機関に適用される。

7.9.2 WADAは、主要競技大会機関の競技大会から1年以内に、主要競技大会機関向けに調整した規程遵守質問票を、主要競技大会機関に送付することができる。不適合が事前に特定され、是正されることが可能なように、規程遵守質問票は、当該主要競技大会機関が競技大会のために設けることを提案するアンチ・ドーピング・プログラムを説明し、WADAが特定する合理的な時間枠内に完成され、WADAに返還されなければならない。

7.9.3 WADAが主要競技大会機関の完成された規程遵守質問票に基づき不適合を特定した場合には、WADAは、是正措置報告が以下の事項に該当する場合を除き、第8.2.2項に従い、是正措置報告を発行する。

7.9.3.1 是正措置報告が、最重要とみなされる要件を伴う不適合を特定した場合には、署名当事者は、WADAの特定する2か月以内の時間枠内にこれを是正しなければならない。及び／又は、

7.9.3.2 是正措置報告が、優先度高とみなされる要件を伴う不適合を特定した場合には、署名当事者は、WADAの特定する4か月以内の時間枠内にこれを是正しなければならない。及び／又は、

7.9.3.3 是正措置報告が、一般的なものであるとみなされる要件を伴う不適合を特定した場合には、署名当事者は、WADAの特定する6か月以内の時間枠内にこれを是正しなければならない。

7.9.4 主要競技大会が、WADAの特定する時間枠内に不適合を是正しなかった場合には、WADA マネジメントは、第8.1項から第8.3項までに定める標準的な是正手続及び時間枠に従うものとする。但し、案件の緊急性や競技大会のタイミングにより、当該標準的な手続及び時間枠が適切ではない場合には、WADA マネジメントはより短い時間枠を賦課することができ（但し、当該短縮された時間枠及びこれを充足しなかった場合の措置について主要競技大会機関に連絡することを条件とする）、及び／又は、第8.1項から第8.3項までに定められたすべての手順を履践することなく、CRCに緊急の検討のために事案を付託することができる。

7.9.4.1 かかる場合において、WADA マネジメントは、特定の日までに明白な不適合について弁明する機会を与えるものとし、当該日までに署名当事者が提供した弁明をCRC

に伝えるものとする。

7.9.5 WADA マネジメントが本第 7.9 項に従い CRC に事案を付託した場合には、

7.9.5.1 CRC は、案件を検討するために、可能な限り早急に（対面その他の方法により）招集される。CRC は、WADA マネジメントによる評価、及び、第 7.9.4.1 項に従い主要競技大会機関が提供した弁明又はコメントを検討する。

7.9.5.2 当該検討の後、CRC が迅速手続は必要ではないと考えた場合には、CRC は、以下の事項を勧告することができる。

- (a) (前々から計画されているのでない場合には) インディペンデント・オブザーバー・プログラムの枠組み内のミッションが主要競技大会機関の競技大会で行われること。及び／又は、
- (b) 署名当事者に是正措置報告が発行され、当該是正措置報告について、問題となった競技大会の次のバージョンよりも十分前の時点までに不適合が是正されることを確保する迅速手続に従いフォローアップされること。及び／又は、
- (c) 主要競技大会機関が、競技大会において自己のアンチ・ドーピング活動を支援するよう、委託された第三者と契約すること。

7.9.6 しかし、CRC が、迅速手続が必要であると考えた場合には、第 8.5.4.3 項及び第 8.5.4.4 項が適用される。

7.9.7 第 7.9.5.2 項 (a) が適用されるか否か

7.9.7.1 第 7.4.1.3 項に従って、主要競技大会機関による規程遵守を監視する追加的な方法として、WADA は、以下の各競技大会において、インディペンデント・オブザーバー・プログラムを実施することができる。(a) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会。(b) 大陸の競技大会（例えば、アフリカ競技大会、アジア競技大会、欧州競技大会、パンアメリカン競技大会）、並びに、コモンウェルス競技大会及び世界競技大会。並びに、(c) CRC と合意した客観的な基準に基づき選別された、他の競技大会。

7.9.7.2 WADA が第 7.9.3 項に基づき主要競技大会機関のために是正措置報告を発行した場合には、当該主要競技大会機関の次期の競技大会に送られたインディペンデント・オブザーバー・プログラムの課題の一つは、国際オリンピック委員会若しくは国際パラリンピック委員会その他の主要競技大会機関（該当するもの）が、当該是正措置報告において特定された是正措置を実施したかを判断することである。是正措置が適切に実施されなかった場合には、それは、問題となった競技大会中にインディペンデント・オブザーバー・プログラムが特定した他の不適合とともに、当該競技大会後に、インディペンデント・オブザーバー・プログラムが発行し、WADA が公表する報告において言及される。

7.9.7.3 インディペンデント・オブザーバー・プログラムが発行した報告が完了した場合には、すべての不適合も新しい是正措置報告に含まれる。当該是正措置報告は、(WADAが適切であるとみなすところに従い、) (a) 特定の時間枠（第7.9.3項に定める時間枠と同じではない場合もある）内には是正措置が実施されること、又は、(b) 主要競技大会機関の次のバージョンの競技大会の前には是正措置を実施することを約束すること、のいずれかを要求することができる。

8.0 署名当事者に、不適合を是正する機会を与えること

8.1 目的

8.1.1 不適合が特定された場合には、署名当事者が不適合を是正し、もって完全な規程遵守を達成し、維持するよう、対話及び支援により署名当事者を援助することが目的となる。

8.1.2 第8条は、特定された不適合を是正するために署名当事者に適切な機会を与える上でWADAが履践する手順を定める。当該手順における様々な手順は、図1（上記第5条）においてフローチャート形式で掲示されている。

8.2 是正措置報告及び是正措置計画

8.2.1 署名当事者の規則又は規制（又は特定の国において法令により世界規程が実施されている場合には、適用される法令）が世界規程を遵守しない場合には、WADA マネジメントは、書面による不適合の通知、及び、当該不適合を是正し、又は、是正案及びこれを採択するための確認済の時間枠を提供するための、3か月間の時間枠を、署名当事者に与える。

8.2.2 WADA が（規程遵守質問票若しくはコンプライアンス監査の結果として、又は、義務的情報請求に対する回答として提供された情報の結果として、又はその他としてであるにせよ、）署名当事者のアンチ・ドーピング・プログラムの他のいかなる側面についても不適合を特定した場合には、WADA マネジメントは、以下に該当する是正措置報告を署名当事者に送付する。

8.2.2.1 最重要であるとみなされる要件を伴う不適合を特定する是正措置報告。署名当事者は、WADA の特定する3か月以内の時間枠内に、当該要件を是正しなければならない。

8.2.2.2 優先度高であるとみなされる要件を伴う不適合を特定する是正措置報告。署名当事者は、WADA の特定する6か月以内の時間枠内に、当該要件を是正しなければならない。

8.2.2.3 一般的であるとみなされる要件を伴う不適合を特定する是正措置報告。署名当事者は、WADA の特定する 9 か月以内の時間枠内に、当該要件を是正しなければならない。

但し、署名当事者が主要競技大会機関である場合には、上記の時間枠は適用されない。代わりに、案件は、第 7.9 項に定める手続に従って取り扱われる。

8.2.3 WADA マネジメントは、是正措置報告を送付した後に、署名当事者が是正措置報告を受領し、署名当事者が特定された時間枠内に必要な是正措置を実施するために何を行わなければならないかを理解していることを確保するために、署名当事者との対話を確立する。

8.2.4 署名当事者が是正措置報告において特定された不適合、及び／又は最重要若しくは優先度高というその区分を争う場合には、WADA マネジメントはその位置づけを検討する。当該検討の後にその位置づけが維持された場合には、署名当事者は、第 8.4.1 項に従い、当該争議が CRC に付託されるよう要求することができる。CRC が WADA マネジメントの見解に同意し、案件が不遵守の主張へと進んだ場合には、署名当事者は CAS の手続において、不適合及び／又はその区分を引き続き争うことができる。CRC が WADA マネジメントの見解に同意しない場合には、WADA マネジメントは当該問題を決定するために WADA 常任理事会に持って行くことができる。

8.2.5 第 8.2.4 項を条件として、署名当事者は、是正措置報告において特定された時間枠内に不適合を是正するものとする。是正措置報告は、署名当事者が、自己の組織内の誰が、どのように、いつまでに、各是正措置を実施するかを計画することにおいて署名当事者を支援するために、署名当事者が完成すべき是正措置計画のセクションを、当該報告内に含む。署名当事者が是正措置計画を WADA に提供することは、義務ではないが、強く推奨される。署名当事者が是正措置計画を提供した場合には、WADA は、それが目的に適用かを確認するためにこれを検討し、目的に適用しない場合には、WADA は、目的に適用ようにさせるよう署名当事者を援助するためにコメントを提供する。

8.2.6 WADA マネジメントは、是正措置報告において特定された不適合を是正する署名当事者の進捗状況を監視する。

8.2.7 是正措置報告が署名当事者に送付された後であるが、案件が CRC に付託される前に、更なる不適合が発見された場合、又は、案件が CRC に付託される前に、是正されたはずの不適合が繰り返された場合には、WADA マネジメントは、更新された是正措置報告を、署名当事者に送付することができる。更新された是正措置報告においては、当該新たな不適合を追加し、更新された是正措置報告において特定されたすべての不適合を是正するための新しい時間枠の一つ又は複数提供する。

8.3 CRC に付託する前に是正する最後の機会

8.3.1 署名当事者が是正措置報告に設けられた時間枠内にすべての不適合を是正せず、又は署名当事者が規程遵守質問票、コンプライアンス監査の通知、継続的コンプライアンス監視の一部として行われた要求若しくは義務的情報請求に対し、特定された時間枠内に必要な回答を提供しなかった場合には、WADA マネジメントは署名当事者に対し、当該懈怠に関して書面の通知を行い、当該懈怠を是正するために（3 か月を上限とする）新たな時間枠を付与する。当該新たな時間枠は、署名当事者が、不可抗力事由のために当該時間枠までに当該状況を是正することが不可能であると立証する例外的な場合を除き、再度の延長はなされない。

8.3.2 更なる不適合が発見され、又は是正されたはずであった不適合が繰り返された場合には、署名当事者が第 8.3.1 項に従い元の不適合を是正するために新たな時間枠を付与された後であるが CRC に事案が付託される前に、WADA マネジメントは署名当事者に対し、新たな不適合について通知を送付し、元の不適合及び新たな不適合のすべてを是正するために新たな時間枠を付与することができる。

8.4 CRC への付託

8.4.1 署名当事者が、(a)WADA マネジメントと見解の交換を行った後であっても不適合を争い続け、CRC に事案が付託されるよう要求した場合、(b) 第 8.3.1 項に定める時間枠までに不適合を是正しなかった場合、又は (c) 第 8.3.1 項に定める時間枠までに義務的情報請求若しくは規程遵守質問票に対し必要な回答を提供しなかった場合には、WADA マネジメントは、第 8.4.2 項から第 8.4.6 項までに従い、検討のために CRC に当該事案を付託する。

8.4.2 WADA マネジメントは、CRC に事案を付託する旨の判断、及び、署名当事者が CRC に考慮を望む弁明その他のコメントを提出できることを、署名当事者に伝える。WADA は、署名当事者から受領した弁明又はコメントの一切を CRC に伝える。

8.4.3 すべての場合において、CRC は、最重要、優先度高又は一般的という、WADA マネジメントによる不適合の分類に自己が賛同するかを自ら検討し、決定する。賛同しない場合には、当該不適合は再分類される（また、是正措置のための時間枠は、これに従い修正される）（但し、WADA マネジメントが自己の立場を維持し続ける場合を除く。かかる場合には WADA 常任理事会が判断する）。また CRC は、当該不適合に関して署名当事者から受領した弁明又はコメントの一切を完全かつ公平に検討する。とりわけ、署名当事者の不適合又は当該不適合を是正措置報告により要求されるとおりに是正できないことを説明しうる不可抗力事由は、完全かつ公平に検討されるものとする。特別な状況では、CRC は、不可抗力事由により署名当事者による不適合の是正が阻まれ続けている間において、不適合が一時的に宥恕されるべきであることを、WADA 常任理事会に勧告することができる。しかし、以下の事項は、いかなる場合であっても、弁解又は軽減要因として認められないものとする。

8.4.3.1 署名当事者の不適合が、リソース不足、選任された役職者若しくは人員の変更、又は政府その他の公的機関による干渉及び／若しくは支援の不提供その他の作為・不作為を原因とするということ。各署名当事者は世界規程及び国際基準に基づく自己の義務を遵守する義務を自発的に受諾しており、それは、十分なリソースを投入する旨の世界規程第23.3項の義務、及び、該当する場合には、規程遵守を達成し、維持するために必要な政府その他公的機関の支援を確保する義務を含む。

8.4.3.2 署名当事者が世界規程及び／又は国際基準に基づく自己の義務の全部又は一部を遵守する任務を、委託された第三者（例えば、署名当事者が検体採取の任務を割り当てた検体採取機関、又は、主要競技大会機関が自己のアンチ・ドーピング・プログラムを問題となった競技大会で実行する任務を割り当てた現地組織委員会）に割り当てたこと。

[第8.4.3.2項の解説：CASがRPC v IPC, CAS 2016/A/4745事件で判断したとおり、(a) 自己の権限の範囲内で世界規程を執行する義務を負う団体は、違反がたとえ、自己が依拠するが管理しない他の団体の行為に起因する場合であったとしても、当該違反について完全に責任を負い続ける。また、(b) 競技者が自己のアンチ・ドーピング義務を遵守する責任を他者に委託することによって自己のアンチ・ドーピング規則違反による措置を回避することができないのと同じように、署名当事者もまた、世界規程及び国際基準の要件を遵守する完全かつ委託不能な義務を負う。署名当事者は、自己が適切であると考えられる場合には特定の任務を適切な第三者に割り当てる権利を含み、当該義務を充足する方法について判断する権利を有するが、依然として世界規程及び国際基準を遵守する完全な責任を負い続け、当該第三者の懈怠による不遵守について完全な責任を負う。]

8.4.4 CRC が、署名当事者が、正当な理由なく、特定された時間枠内に、問題となった不適合を是正せず、又は義務的情報請求若しくは規程遵守質問票に十分に回答しなかったと考える場合には、CRC は、関連する事実、及び、当該事実に基づき、CRC が、何故、署名当事者が世界規程及び／又は国際基準の要件を遵守していない旨主張する正式な通知が当該署名当事者に送付されるよう勧告するののかという説明を含む報告を、WADA 常任理事会に提供する。また当該報告は、問題となった要件を最重要、優先度高又は一般的に区分し、悪化要因を特定し、第10条に従い当該不遵守に関する正式な通知において特定の署名当事者措置が提案されるよう勧告し、並びに第11条に従い正式な通知が、署名当事者が復活させられるために充足する必要があることを提案する条件を勧告する。

8.4.5 あるいは、署名当事者が、署名当事者が不適合を4か月以内に是正する方法を、CRC

が満足するように説明する是正措置計画を提供した場合には、CRC は、WADA 常任理事会に対し、(a) 不適合を是正するために当該期間（常任理事会の決定の日から開始する）を署名当事者に与えること、並びに (b) その時までには不適合が完全に是正されなかったと CRC がみなす場合には、第 8.4.4 項に記載される正式な通知が（WADA 常任理事会による更なる決定を必要とすることなく）当該時間枠の満了にあたり署名当事者に送付されることを決定することを勧告することができる。

8.4.6 いずれの場合であっても、第 10 条に定める原則を適用するにあたり、CRC は自己の勧告を行うに際して、提案された署名当事者措置の第三者（特に競技者を含む）に対する影響の可能性を評価し、検討する。WADA マネジメントは、CRC が当該影響の可能性について十分な情報を与えられるようにすることについて責任を負う。

8.5 迅速手続

8.5.1 別段特定される場合を除き、本第 8.5 項は、(a) 署名当事者による、世界規程及び／又は国際基準の一つ以上の最重要の要件の不適合がある場合、並びに (b) スポーツ及び／又は特定の競技大会のインテグリティに対する信頼を維持するために緊急の介入が必要な場合に適用される。

8.5.2 WADA マネジメントは、本「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」の前述の各条項に規定されるすべての手順を履践することなく、第 8.5.1 項に該当する事案を緊急の検討のために CRC に付託することができる。あるいは、WADA マネジメントは、案件の緊急性に従い、当該手順の全部又は一部を短縮化された時間枠で履践することができ、署名当事者が短縮化された時間枠内に不適合を是正しなかった場合には、当該事案を CRC に付託することができる。

8.5.3 かかる場合において、WADA マネジメントは、特定の時間枠内に明白な不適合について説明する機会を署名当事者に与えるものとし、当該時間枠内に署名当事者が提供した説明を CRC に伝えるものとする。

8.5.4 WADA マネジメントが、本第 8.5 項に従い、CRC に事案を付託する場合。

8.5.4.1 CRC は案件を検討するために（対面その他の方法により）可能な限り早急に招集される。CRC は WADA マネジメントの評価、及び第 8.5.3 項に従い署名当事者が提供した説明又はコメントを検討する。

8.5.4.2 当該検討の後、CRC が、迅速手続が必要ではないと考える場合には、CRC は、以下を勧告することができる。

(a) 署名当事者がコンプライアンス監査を受けること、並びに／又は

- (b) 署名当事者に是正措置報告が発行され、第 8.3 項及び／若しくは第 8.4 項に定める正式な手続に従ってフォローアップがなされること。

8.5.4.3 しかし、CRC が、迅速手続が必要であると考えer場合には、CRC は、署名当事者が世界規程及び／又は国際基準の最重要の要件を遵守していないことを主張し、WADA が主張する悪化要因を特定し、(第 10 条に従い) 当該不遵守のために適用すべきと主張される署名当事者措置 (クリーンな競技者の権利を保護し、及び／又はスポーツ及び／若しくは特定の競技大会のインテグリティに対する信頼を維持するために緊急に賦課されるべきであると CRC が考える署名当事者措置を含む。) を特定し、並びに (第 11 条に従い) 署名当事者が復活させられるために充足すべきであると提案される条件を特定する、正式な通知が署名当事者に送付されることを WADA 常任理事会に勧告することができる。

8.5.4.4 WADA 常任理事会が (対面の会合により行われた議決により、又は、遅延を回避する必要がある場合には、テレカンファレンス若しくは電子メールの回覧により) 当該勧告を受諾した場合には、当該正式な通知は第 9.2.3 項に従い署名当事者に送付されるものとする。同時に又はその時以降いつでも、WADA は、当該事案を CAS 通常仲裁部に付託することができ、第 9.4.4 項に従い適切な中間的救済手段、及び／又は本案についての緊急の聴聞を CAS に申請することができる。

9.0 不遵守の確認及び署名当事者措置の賦課

9.1 CRC の勧告

9.1.1 第 8.4 項及び第 8.5 項は、世界規程及び／又は国際基準の要件の不遵守を主張し、本件要件を最重要、優先度高又は一般的に区分し、(最重要の要件の不遵守に関わる事案については) WADA の主張する悪化要因を特定し、(第 10 条に従い) 当該不遵守について適用されるべきであると主張される署名当事者措置を特定し、並びに (第 11 条に従い) 署名当事者が復活させられるために充足すべきであると提案される条件を特定する正式な通知が署名当事者に送付されることを CRC が勧告することができる状況を特定する。

9.2 WADA 常任理事会による検討

9.2.1 今回の対面会合において、或いは (CRC が推奨する場合には) テレカンファレンス若しくは電子メールの回覧により、WADA 常任理事会は、CRC の勧告を受諾するか否か判断する。CRC の勧告及び当該勧告に関する WADA 常任理事会の判断は、WADA 常任理事会が判断を行ってから 14 日以内に (例えば当該案件に対する WADA 常任理事会の協議の議事録を公表すること

により) 公開されるものとする。

9.2.2 WADA 常任理事会が CRC の勧告の全部又は一部を受諾しなかった場合には、WADA 常任理事会は自判せず、代わりに、CRC が事案を更に検討し、(例えば WADA 常任理事会に対して修正された勧告を行うかなど) どのように進めるか判断することができるよう、CRC に事案を差し戻すものとする。WADA 常任理事会が当該案件に関する CRC の2度目の勧告も受諾しなかった場合には、WADA 常任理事会は再度 CRC に事案を差し戻すか、或いは自己が適切であるとみなすとして、事案について自己の判断を行うことができる。

9.2.3 WADA 常任理事会が、署名当事者に対し不遵守の正式な通知を(直ちに、又は、第 8.4.5 項に従い特定された時間枠までに不適合が依然是正されていないと CRC が結論づける場合には、当該時間枠の満了にあたり自動的に、のいずれであるにせよ) 発行するという CRC の勧告を受諾することを決定した場合には、WADA は、第 9.1.1 項に言及される事項を記載した当該正式な通知を署名当事者に送付するものとする。その後の手続は図2(上記第5条)におけるフローチャート形式に記載されている。

9.2.4 正式な通知に提案される署名当事者措置がオリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における出席/参加に影響を与える可能性のある場合には、WADA は、国際オリンピック委員会及び/又は国際パラリンピック委員会(該当する方)に対し、通知を正式に同報するものとする。署名当事者に送付された正式な通知(又はその要約)は、一旦署名当事者が通知を受領した場合には、WADA のウェブサイト上でも一般に報告され、WADA のステークホルダーにも送付される。WADA のステークホルダーは、自己のウェブサイト上で一般に報告するなどにより、当該通知の公表を援助することができる。

9.3 署名当事者による受諾

9.3.1 署名当事者は、WADA による不遵守の主張、並びに/又は、WADA が通知で提案した署名当事者措置、及び/若しくは、復活の条件を争うために、正式な通知を受領した日の後、21 日間の時間を与えられる。世界規程第 24.1.5 項に付言すると、署名当事者が 21 日(又は WADA の合意する延長された時間枠)以内に当該争議を WADA に書面により伝達しなかった場合には、当該主張は自認されたものとみなされ、当該通知で WADA が提案した署名当事者措置及び/又は復活の条件は受諾されたものとみなされ、当該通知は自動的に、世界規程第 24.1.9 項に従い即時の効力をもって(第 9.3.2 項を条件として)執行可能な終局的な決定になる。この結果は、WADA が一般に報告する。

9.3.1.1 あるいは、署名当事者が正式な通知を受領してから 21 日以内に完全に不遵守を是正しようとする場合には、WADA マネジメントは CRC に案件を付託する。CRC が、不遵守が完全に是正されたと満足した場合には、CRC は、正式な通知が撤回されるよう WADA 常任理事会に勧告する。CRC が、不遵守が完全に是正されたと満足しない場合には、

WADA は正式な通知（必要に応じ、CRC の指示により修正されたもの）を署名当事者に再送し、当該通知を争い又はその内容を受諾するかのいずれかの方法を取るために当該通知を受領してから更に 21 日間の時間を与える。

9.3.2 WADA は第 9.3.1 項において言及される決定を、自己のウェブサイトに掲示することにより一般に報告する。署名当事者が WADA の通知のいかなる側面をも争った場合に履践されたであろう CAS の手続に介入する権利を世界規程第 24.1.7 項に基づき有していたであろう当事者は、WADA がその決定をウェブサイトに掲示してから 21 日以内に CAS に不服申し立てを行うことにより、当該決定に不服を申し立てる権利を有する。当該不服は、CAS の「スポーツに関連する仲裁及び調停に関する規程」及び本「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に従い（また、これらの間に齟齬がある場合には、後者が優先するものとする。）、CAS 上訴仲裁部により解決される。手続はスイス法に準拠する。仲裁地及び審問地は、スイスのローザンヌとするものとする。当事者が別段合意する場合を除き、手続は英語で行われ、争議を聴聞し、決定する CAS パネルは、3 名の仲裁人により構成される。WADA 及び署名当事者は、それぞれが適切であると考えるところにより、世界規程第 24.1 項に基づき発生する事案について CAS が具体的に指定した仲裁人のリスト又は一般的な CAS の仲裁人のリストのいずれかから選択することにより、それぞれ CAS パネルの仲裁人を指名するものとし、当該 2 名の仲裁人は、CAS パネルの仲裁人長として行動する 3 人目の仲裁人を前者のリストから選定するものとする。3 日以内に合意することができなかった場合には、CAS 上訴仲裁部の委員長が前者のリストから CAS パネルの仲裁人長を選択する。事案は迅速に完了させられるものとし、（例外的な状況を除き）理由付きの決定が、CAS パネルが任命された日から 3 か月以内に発行されるものとする。かかる決定は、CAS 及び当事者が一般に報告する。

9.4 CAS による決定

9.4.1 署名当事者が主張された不遵守及び／又は提案された署名当事者措置及び／又は提案された復活の条件を争う場合には、（世界規程第 24.1.6 項に従い）署名当事者は WADA から通知を受領してから 21 日以内に WADA に書面により通知しなければならない。その後、WADA は正式な争議の通知を CAS に届け出て、当該争議は CAS の「スポーツに関連する仲裁及び調停に関する規程」及び本「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に従い（また、これらの間に齟齬がある場合には、後者が優先するものとする。）CAS の通常仲裁部により解決される。手続はスイス法に準拠する。仲裁地及び審問地は、スイスのローザンヌとするものとする。当事者が別段合意する場合を除き、手続は英語で行われ、争議を聴聞し、決定する CAS パネルは、3 名の仲裁人により構成される。WADA 及び署名当事者は、それぞれが適切であると考えるところにより、世界規程第 24.1 項に基づき発生する事案について CAS が具体的に指定した仲裁人のリスト又は一般的な CAS の仲裁人のリストのいずれかから選択することにより、それぞれ CAS パネルの仲裁人を指名するものとし、当該 2 名の仲裁人は、CAS パネルの仲裁人長として行動する 3 人目の仲裁人を前者のリストから選択するものとする。3 日以内に合意することができなかった場合

には、CAS 通常仲裁部の委員長が前者のリストから CAS パネルの仲裁人長を選定する。第三者は、*世界規程*第 24.1.7 項に定めるとおり、介入し又は（場合に依り）介入することを申請することができる。事案は迅速に完了させられるものとし、（例外的な状況を除き）理由付きの決定が、CAS パネルが任命された日から 3 か月以内に発行されるものとする。かかる決定は、CAS 及び当事者が一般に報告する。

9.4.2 署名当事者が*世界規程*及び／又は*国際基準*を遵守していないという WADA の主張を署名当事者が争った場合には、WADA は、証拠の優越に基づき、署名当事者が主張されたとおりに不遵守状態にあることを証明する責任を負う。CAS パネルが、WADA が当該举证責任を果たしたと判断した場合であって、かつ署名当事者が署名当事者措置及び／又は WADA の特定する復活の条件も争ったときには、CAS パネルは、第 10 条の規定を参照の上、いかなる署名当事者措置が賦課されるべきか、及び／又は、第 11 条の規定を参照の上、署名当事者が復活させられるためにいかなる要件を充足すべきかを検討する。

9.4.3 「最終手段」の原則と一貫して、いかなる場合であっても（通常の事案のみならず迅速事案を含む。）、署名当事者が不適合を是正するために必要な時間枠に間に合わず、よって当該事案が CRC に付託された場合であって、CAS が署名当事者措置を賦課する前に、署名当事者が、CRC が満足するように不適合を是正したときには、署名当事者措置は回避される。但し、CAS の面前で事案を追及するためにコストが発生した場合（かかる場合においては、署名当事者が当該コストを負担しなければならない。）、及び／又は、必要な時間枠内に不適合を是正しなかった結果として回復不能な損害が発生した（かかる場合には、当該損害を反映するために署名当事者措置が賦課される場合がある。）はこの限りではない。限りを除き、

9.4.4 CAS が命令するまで、また命令しない限り、いかなる署名当事者措置も発効しない。しかし、緊急の場合、及び、（例えば）*競技大会*のインテグリティを維持するために必要な場合には、WADA は暫定的に中間的措置を発令するよう CAS に求めることができる。かかる場合には、*世界規程*第 24.1.7 項に従い介入する権利を有するであろう第三者は、当該第三者が当該措置により影響を受ける限りにおいて、中間的措置の申立てについて聴聞を受ける権利を有する。暫定的な中間的措置が認容された場合には、署名当事者は当該暫定的な中間的措置に対し不服を申し立てる権利を有さないものとするが、代わりに事案の本案について迅速な聴聞を受ける権利を有するものとする。暫定的な中間的措置が認容されなかった場合には、CAS は、事案の本案に関する迅速な聴聞の指示を与えることができる。

9.4.4.1 （例えば、証拠隠滅のリスクを回避するために）必要な場合には、WADA は、案件が WADA 常任理事会に提起され、又は争議の正式な通知が問題となった署名当事者に送付される前であっても、一方的に、暫定的な中間的措置について要求することができる

る。かかる場合において、暫定的な中間的措置が付与された場合には、署名当事者は CAS 不服申立仲裁部に対し、当該暫定的な中間的措置について不服を申し立てる権利を有するものとする。

9.5 他の署名当事者による承認及び執行

9.5.1 (署名当事者が、第 9.2.3 項に従い送付された WADA の正式な通知の内容を争わず、又は、署名当事者がこれを争ったが CAS がその主張を認容しなかったためのいずれかの理由により、) 一旦署名当事者の不遵守の決定が終局的なものとなった場合には、世界規程第 24.1.9 項に従い、当該決定は世界中に適用され、他のすべての署名当事者の権限に従い、かつそれらの各々の責任範囲内において、他のすべての署名当事者により承認され、尊重され、完全な効力を付与されるものとする。

9.5.2 署名当事者は、自己が、当該要件を適時に遵守するための適な権限を、自己の制定法、規則及び規制に基づき有することを確保するものとする。

9.6 復活に関する争議

9.6.1 署名当事者が、署名当事者が自己に賦課された復活の条件をいまだ充足せず、よって復活させられる権利をいまだ有さないという WADA の主張を争うことを希望する場合には、署名当事者は、WADA から主張を受領してから 21 日以内に WADA に対し書面により伝えなければならない (世界規程第 24.1.10 項を参照すること)。その後、WADA は争議の正式な通知を CAS に届け出るものとし、当該争議は、世界規程第 24.1.6 項から第 24.1.8 項まで及び本第 9 条に従い、CAS 通常仲裁部により解決される。

9.6.2 署名当事者が自己に賦課された復活の条件をいまだ充足せず、よって復活させられる権利をいまだ有さないということについては、WADA が証拠の優越によりこれを証明する責任を負う。事案が、世界規程第 24.1.6 項に関して、CAS パネルにより従前に検討された場合には、可能であれば、同じ CAS パネルが、この新たな争議を聴聞し、判断するために構成されるものとする。

10.0 署名当事者措置の決定

10.1 署名当事者措置の可能性

10.1.1 直近の特定の事実及び状況に対する第 10.2 項に定める原則の適用に基づき、署名当事者の不適合のために、個別的又は累積的に賦課されうる措置は、世界規程第 24.1.12 項に規定されている。

10.2 具体的な事案に適用される署名当事者措置の決定に関連する原則

10.2.1 具体的な事案で適用される署名当事者措置は、署名当事者の過誤の程度及びその不遵守がクリーンなスポーツに対して及ぼし得る影響の両方を考慮の上、かかる事案における不遵守の性質及び重大性を反映するものとする。署名当事者の不遵守がクリーンなスポーツに対して及ぼし得る影響を評価する指針として、世界規程及び国際基準の種々の要件は（重大性の低いものから重大性の高いものという順序で）、付属文書 A で更に説明されるとおり、一般的、優先度高又は最重要に区分されるものとする。事案が二つ以上の不遵守の区分にまたがる場合には、賦課される署名当事者措置は、最も重大な不遵守の区分に基づくものとする。署名当事者の過誤の程度観点からは、遵守義務は絶対なものであり、主張された意図の欠如その他の過誤は軽減要因ではないが、署名当事者のあらゆる過誤又は過失は、賦課される署名当事者措置に影響を与える可能性がある。

10.2.2 具体的な事案において悪化要因が存在する場合には、かかる事案には、悪化要因が存在しない事案よりも大幅に重い署名当事者措置を呼び込む。他方で、酌量すべき事情が含まれる場合には、より軽い署名当事者措置の賦課が正当化される場合がある。

10.2.3 署名当事者措置は、署名当事者の異なる区分の間で不適当に差別することなく適用されるものとする。とりわけ、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関がスポーツにおけるドーピングとの戦いにおいて等しく重要な役割を負うことに鑑みると、それらは、世界規程及び国際基準に基づく各々の義務の不遵守について署名当事者措置を賦課する場合には、同様に（準用して）取り扱われるべきである。

10.2.4 具体的な事案で賦課される署名当事者措置は、世界規程に内在する目的を達成するために必要な限りのものとする。とりわけ、問題となった署名当事者による完全な規程遵守を動機づけるため、署名当事者による不遵守を罰するため、問題となった署名当事者及び／又は他の署名当事者による更なる不遵守を阻止するため、並びにすべすべての署名当事者が常に完全かつ適時の規程遵守を達成し、維持することを確保するインセンティブを与えることにおいて、十分であるものとする。

10.2.5 何よりも、賦課される署名当事者措置は、ドーピングの災難に対しスポーツのインテグリティを守るために必要な事柄を行うための、公的機関から及びスポーツ・ムーブメントからの、WADA 及びそのパートナーのコミットメントに対する、競技者、他のステークホルダー及び一般公衆の信頼を維持するために十分であるべきものとする。これは、他のすべての目的を上回る、最も重要かつ基本的な目的である。

[第 10.2.4 項及び第 10.2.5 項の解説：CAS が *ROC et al v IAAF*, CAS 2016/O/4684 及び再度 *RPC v IPC*, CAS 2016/A/4745 で判断したとおり、署名当事者が世界規程に準拠したアンチ・ドーピング・プログラムを履行しなかった場合には、公正な競技環境を回復し、署名当事者の影響範囲内における行動変容を促す有意義な制裁を提供し、及び国際競技大会のインテグリティに対する公衆の信頼を維持するために、署名当事者に関連する競技者及びサポートスタッフ及び／又はその代表

者を当該国際競技大会に参加させないようにするという手段まで講じることが必要（よって適法かつ相応）となる場合がある。]

10.2.6 署名当事者措置は、世界規程に内在する目的を達成するために必要である以上に講じられるべきではない。とりわけ、賦課される署名当事者措置が、一つ以上の競技大会に競技者及び／又はサポートスタッフを参加させないようにすることである場合には、他の関連する署名当事者が、不遵守の署名当事者の競技者及び／又はサポートスタッフが、自己が署名当事者の当該不遵守に影響を受けていないことを立証することを可能ならしめるメカニズムを創設し、実施することが（ロジスティクス面、実務面等から）実現可能であるかが考慮されるべきである。影響を受けておらず、かつ中立的な立場において（すなわち、いかなる国をも代表せずに）競技大会で競技することを認めることによって、賦課された署名当事者措置の効果が減ずることがなく、又は競争者にとって不公平ではなく、又は競技大会のインテグリティ（例えば、競技者が十分な期間、適切な検査体制の対象であったことを理由として）若しくはドーピングに対してスポーツのインテグリティを守るために必要な事柄をWADA及びそのステークホルダーが行うコミットメントに対する公衆の信頼を損なわないことが明らかである場合には、当該メカニズムは、（異なる事案にわたり取り扱いの適切性及び一貫性を確保するために）WADAのコントロールに基づき及び／又はWADAの承認を条件として、認められる場合がある。

[第10.2.6項の解説：例としてIAAFの競技規則第22.1項Aがあり、同号は（*ROC et al v IAAF CAS 2017/O/4684*で議論されたとおり）資格停止された加盟国内競技連盟に関連する競技者が、インテグリティを実質的かつ客観的に保証するだけの十分な長期間にわたり他の完全に適切なアンチ・ドーピング体制の対象であったことを理由として、資格停止された加盟団体がアンチ・ドーピング規則を執行しなかったことが当該競技者にいかなる方法によっても影響しなかったことを示すことができた場合には、「中立的」な競技者として国際大会で競技するための特別な資格について申請する可能性を創り出した。とりわけ、競技者は、関連する期間において問題となった国際競技大会における自己の競技相手が対象であった検査と同等の質を有する、完全に準拠している検査に、当該競技者が、競技会検査及び競技会外検査の双方において対象であったことを示さなければならなかった。]

10.2.7 適用される署名当事者措置は、スポーツのインテグリティに対する信頼を維持するために必要な場合には、署名当事者の不遵守なアンチ・ドーピング活動の停止を含むべきであるが、署名当事者が復活の条件を充足するよう努力している間は、クリーンな競技者に対し提供される保護との間に乖離がないことを、実施可能な限りにおいて、確保するよう設計されるべきである。具体的な事案の状況により、これは、署名当事者のアンチ・ドーピング活動の全部又は一部の監督及び／又は代行に関わる場合がある。しかし、状況が許容する場合、署名当事者は、クリーンなスポーツを損なうことなく行うことが可能であることを条件として、復活を待つ間に、アンチ・ドーピング活動の全部又は一部（例えば、教育）を行い続けることを認められる場合がある。かかる状況では、問題となった活動の特別監督が行われる場合がある。

10.2.8 別段特定される場合を除き、すべての署名当事者措置は、署名当事者が復活させられるまで効力を有し続けるものとする。

10.2.9 元の署名当事者措置を賦課する決定（当該決定が、署名当事者が受諾する WADA の提案であるか、署名当事者が WADA の提案を争った場合の CAS の決定であるかを問わない）においては、署名当事者が所定の期限までにすべての復活の条件を充足しなかったときは署名当事者措置を強めることを記載することができる。

10.2.10 上記の原則を適用するにあたり、付属文書 B は、最重要の要件、又は優先度高の要件のみ、又は一般的な要件のみの不遵守に関する事案において、推定的に適用される、段階づけられた、相応の署名当事者措置の範囲を特定する。付属文書 B は、あらゆる事案にわたり署名当事者措置の賦課について予測可能性及び一貫性を促進することを意図している。しかし、事案の具体的な事実及び状況に対する上記の原則の適用から正当化される場合には、特定の事案において、当該範囲内で様々に変化し、又は当該範囲から乖離する柔軟性があるものとする。とりわけ、不遵守の程度が大きいほど（すなわち、署名当事者が遵守しなかった要件が多いほど、また、当該要件がクリーンなスポーツにとってより重要であるほど、）署名当事者措置は、より重くあるべきである。

11.0 復活

11.1 目的

11.1.1 一旦署名当事者が不遵守であると判断された場合には、署名当事者による継続的な規程遵守を実現するための是正措置が講じられたことを確保しつつ、署名当事者が可能な限り早急に復活を達成するよう助けることが目的となる。

11.1.2 WADA マネジメントは、署名当事者が合理的に実務上可能な限り早急に復活の条件を充足するための努力を導こうとするものとする一方で、当該目的により、手続及び／又は将来の結果のインテグリティを妥協させることを認めてはならない。

11.2 復活の条件

11.2.1 世界規程第 24.1.4 項に従い、署名当事者の主張された不遵守及び提案された署名当事者措置を記載する、署名当事者に送付する正式な通知において、WADA は、署名当事者が復活させられるために充足すべきであると自己が提案する条件も特定するものとする。当該条件は以下のとおりである。

11.2.1.1 署名当事者が不遵守であると宣言する理由となったすべての事項が完全に是正されたこと。

11.2.1.2 署名当事者が、自己が、世界規程及び国際基準に基づく自己の義務の一切（独立して、かつ不適当な外部の干渉なく、自己のアンチ・ドーピング活動の一切を行うことを含むが、これに限られない。）を遵守する用意、意欲及び能力があることを立証していなければならない。署名当事者が不遵守であると宣言された後であって、署名当事者が復活させられる前に、更なる不適合が特定された場合には、WADA はこれらの新たな不適合について触れる新たな是正措置報告を発行し、（第8条に定める）これら¹を是正するための通常の手続及び時間枠が適用されるが、署名当事者は、最重要又は優先度高の要件に関連する新たな不適合の一切を是正するまで、復活させられない。

11.2.1.3 署名当事者は、自己に適用された署名当事者措置の一切を完全に尊重し、遵守していなければならない。

11.2.1.4 署名当事者は、WADA の要求に従い、以下のコスト及び費用を全額支払っていないなければならない。

- (a) 署名当事者の不遵守を特定した特別監視活動（すなわち、WADA のルーティンの監視活動の外）において WADA が合理的に被った具体的なコスト及び費用（例えば、当該不遵守を特定した WADA のインテリジェンス及び調査の部門により実施された具体的な調査のコスト）。
- (b) 署名当事者が不遵守であるという判断が終局的となった日から署名当事者の復活の日まで、WADA 及び／又は承認された第三者が合理的に被ったコスト及び費用。これは、署名当事者措置を実施するのにおいて合理的に被ったコスト及び費用（特別監視、監督又は代行に関するコスト、及び署名当事者による署名当事者措置の遵守を監督するためのコストを含む。）、並びに署名当事者による復活の条件を充足するための努力を評価するために合理的に被ったコスト及び費用を含む（が、これらに限られない）。並びに、

11.2.1.5 署名当事者は、事案の具体的な事実及び状況に基づき WADA 常任理事会が（CRC の勧告に基づき）特定しうる他の条件を充足していなければならない。

11.2.2 署名当事者は、世界規程第 24.1.4 項において言及される通知を受領してから 21 日以内に、世界規程第 24.1.6 項に従い、WADA が提案した復活の条件を争うことができ、かかる場合において WADA は世界規程第 24.1.6 項に従い CAS 通常仲裁部に事案を付託し、CAS は、WADA が提案したすべての復活の条件が必要かつ相応であるか判断する。

11.2.3 CAS によって正反対の決定が出されない限り、不遵守の署名当事者は、復活させられるための資格を取得するために、自己が WADA の特定した復活の各条件を充足したことを（自己の努力により、並びに必要に応じ、公的機関及び／又は他の関連当事者の支援及び援助を確保

することにもより)立証する必要がある。

11.2.4 WADA (及び/又はCAS)は、第11.2.1.4項に定めるコスト及び費用の分割払い計画を設定することができる。かかる場合において署名当事者が当該分割払い計画に基づく支払いを支払期日に遅延せずに全額支払っていることを条件として、一旦署名当事者が他のすべての復活の条件を遵守した場合には、更なる分割払いが復活の日の後になって漸く支払期日が到来するとしても、復活させられることができる。しかし、署名当事者は当該復活の後に残っているすべての分割払いについて支払う責任を負い続ける。これを行わなかった場合には、優先度高の要件を伴う新たな不適合として処理される。

11.3 復活の手続

11.3.1 WADA マネジメントは、復活の条件を充足しようとする署名当事者の努力を監視し、署名当事者の進捗についてCRCに定期的に報告する。この課題を援助するために、コンプライアンス監査その他コンプライアンス監視ツールが使用される場合がある。

11.3.2 アンチ・ドーピング活動の全部又は一部を行う署名当事者の権利が取り消された場合には、CRCは、署名当事者が完全に復活される前に(特別監視及び/又は承認された第三者による監督の下で)当該アンチ・ドーピング活動を行う権利を返還されることをWADA常任理事会に勧告することができる。当該勧告は、CRCが、署名当事者による当該時点までの是正のための努力により、署名当事者が遵守した状態で当該アンチ・ドーピング活動自体を実施する状態にある旨をWADAマネジメントと合意する場合に限り、行われる。

11.3.3 一旦WADAマネジメントが、署名当事者が復活の条件の一切を充足したとみなした場合には、WADAマネジメントは、それに応じてCRCに連絡する。

11.3.4 CRCが、署名当事者がすべての復活の条件の充足したことについてWADAマネジメントと合意した場合には、CRCは、WADA常任理事会が署名当事者の復活を承認するよう勧告する。

11.3.5 世界規程第13.6項に従い、署名当事者が自己の復活のためのすべての条件をいまだ充足していないとのCRC及び/又はWADA常任理事会の決定については、第9.6項に定めるとおり、CASに不服を申し立てることができる。

11.3.6 WADA常任理事会のみが、不遵守であると宣言された署名当事者を復活させる権限を有する。

11.3.7 WADAは、署名当事者が復活させられた旨の通知を公表する。署名当事者の復活の後、WADAは、WADAが適切であるとみなす更なる期間、署名当事者の規程遵守を注意深く監視するものとする。

11.3.8 WADA常任理事会が当該復活を承認する場合には、WADA常任理事会は、署名当事者が、署名当事者の継続的な規程遵守を立証するために復活後も遵守しなければならない、CRCの勧告する特別な条件を賦課することができる。当該条件は、復活の後の特定の期間、コンプラ

イアンス監査を実施することを含むが、これに限られない。当該条件の違反は、他の新たな不適合と同様の方法で処理されるものとする。

12.0 移行的規定

12.1 2021年1月において係争中の手続

12.1.1 2021年1月1日より前に是正措置報告が送付され及び／又は不遵守手続が開始されたが、2021年1月1日以降も係争中の場合には、2019年11月7日に承認された本国際基準の改定版により導入された手続上の変更が、当該係争中の是正措置報告及び／又は不遵守手続に適用されるが、導入された実質的変更は、それが問題となった署名当事者の利益にならない限り、適用されない。

付属文書 A：不遵守の区分

世界規程及び国際基準により署名当事者に賦課される様々な異なる要件は、当該要件の、スポーツにおけるドーピングとの戦いにおける相対的な重要性により、一般的、優先度高又は最重要のいずれかに分類されるものとする。これら3つの各区分における要件の例は、以下に列挙される。以下に列挙されていない要件は、以下に列挙される例からの類推により、一般的又は優先度高の区分のいずれかに分類されるものとする（すなわち、優先度高として以下に列挙される要件である、スポーツにおけるドーピングとの戦いと同程度に重要とみなされる要件は、優先度高として区分されるものとする、など）。当該分類は一義的に WADA マネジメントにより行われるものとするが、署名当事者は分類を争う権利を有するものとし、CRC 及び（CRC の勧告に基づき）WADA 常任理事会は異なる見解をもつことができる。署名当事者が分類を争い続ける場合には、最終的に CAS が判断する。

A.1. 以下は、スポーツにおけるドーピングとの戦いにおける一般的な要件とみなされる要件の、非限定的なリストである。

- a. 競技者及びその他の人が、世界規程第 10.14 項に定めるとおり、資格停止又は暫定的資格停止である間に、参加の禁止に違反しないことを確保するための手続を確立すること。
- b. 聴聞又は不服申立ての後に、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行っていないと判断された場合において、世界規程第 14.3.4 項に従い、当該決定を一般開示することについて、競技者又はその他の人の同意を取得するための合理的な努力を払うこと。
- c. 「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」の第 6 条及び第 7 条に従い、自己の個人情報が処理される条件に関する自己の理解について、人が書面又は口頭で確認することができることを確保するよう設計された手続を確立すること。
- d. 「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」の第 4.5 項に従い、当該基準及び現地で適用されるプライバシー及びデータ保護に関する法令の一切の遵守について説明責任を負う、アンチ・ドーピング機関内の人を指定すること。

A.2. 以下は、スポーツにおけるドーピングとの戦いにおける優先度高の要件とみなされる要件の、非限定的なリストである。

- a. 世界規程第 18.2.1 項及び「教育に関する国際基準」に記載されるとおり、教育プールにおける活動に焦点を当てる、世界規程第 18.2 項に従った、教育計画の策定、公表及び実施。

- b. *世界規程*第 5.7 項により義務づけられ、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 11 条及び第 12 条に従って、インテリジェンス及びドーピング調査に関する能力の開発、並びにアンチ・ドーピング規則違反の可能性を追及するための当該能力の利用。
- c. 競技者（及び／又は競技者が 18 歳未満の者の場合には、第三者）が、自己が「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 5.4 項に従い、検体採取を受けることが義務づけられているという通知を受けることを確保するための文書化された手続の実施。
- d. 競技者からの検体採取に関する文書化のための、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 7.4.5 項から第 7.4.7 項までに定められた要件の実施。
- e. 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 5.3.2 項及び付属文書 G に従った、検体採取要員の研修／認定／再認定プログラムの実施。
- f. 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 5.3.2 項、第 G.4.2 項及び第 G.4.3 項に従った、検体採取要員の活動に関する利益相反規範の実施。
- g. 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の付属文書 A から F まで及び付属文書 I の要件に従った、検体の採取及び処理。
- h. 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 8 条及び第 9 条に従った、検体管理の連鎖プロセスの実施。
- i. 「結果管理に関する国際基準」の第 5.2 項に従ったすべての非定型報告の審査。
- j. 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 12.3 項及び「結果管理に関する国際基準」に従った、アンチ・ドーピング規則違反の可能性の調査の対象及び当該調査の結果についての、WADA 並びに国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関に対する適時の通知。
- k. *世界規程*第 14.5.2 項及び「治療使用特例に関する国際基準」の第 5.5 項に従った、可能な限り早急であって、いかなる場合であっても当該決定の受領から 21 日以内の、ADAMS へのすべての TUE 決定の報告。
- l. *世界規程*第 14.3 項に従った、決定付与から 20 日以内の、すべての事案の結果及び必要な詳細の公表。

- m. *世界規程*第 12 条及び第 20.3.2 項に従い、国際競技連盟が、当該国際競技連盟への加盟の条件として、自己の国内競技連盟その他の加盟者の規範、規則及びプログラムが*世界規程*及び*国際基準*を遵守しており、当該遵守を徹底するための適切な措置を講じることを義務づける要件。
- n. (i) 第 11.2.1.4 項 (a) に従い、WADA の調査のコスト、及び／又は (ii) *世界規程* 第 7.1.5 項に従い、*結果管理*のコストを支払うことの要件。
- o. 復活の後に充足されるべき、*世界規程*第 24.1 項に従い賦課された署名当事者措置を、不遵守の署名当事者が充足することの要件。それは、第 11.2.4 項に従い分割払い計画の対象となった、第 11.2.1.4 項内に該当するコスト及び費用を支払うことを含む（が、これに限られない）。

A.3. 以下は、スポーツにおけるドーピングとの戦いにおいて最重要の要件とみなされる要件の、非限定的なリストである。

- a. 署名当事者の責務の範囲内において*世界規程*を実施する*世界規程*第 23.2 項に基づく署名当事者の義務を充足する、規則、規制、及び／又は（必要な場合には）法令の採択。
- b. あらゆる領域において*世界規程*及び*国際基準*に準拠しているアンチ・ドーピング・プログラムを実施するために十分なリソースを投入する、*世界規程* 23.3 項に基づく署名当事者の義務の充足。

[解説：客観的な評価を確保するために、この最重要の要件の実施は、単独では測られず、むしろ、署名当事者による他の規程遵守の要件を成功裡に実施したことを通して測られるものとする。]

- c. *世界規程*第 18.2 項及び「教育に関する*国際基準*」において特定されるトピックに従った、競技者又はその他の人のための、正確かつ最新の情報の提供。可能な場合には、当該情報をウェブサイト上の目につきやすい場所に掲示する方法で提供する。
- d. とりわけ以下の事項を含む、「検査及びドーピング調査に関する*国際基準*」の第 4 条に定める原則に基づく、*世界規程*第 5.4 項に従った、効果的、インテリジェントかつ相応な検査配分計画の策定及び実施。
 - i. 文書化されたリスク評価の開発及び適用。
 - ii. （該当する場合には）相応な登録検査対象者リスト及び一つ以上の補完的な検査リストの設置及び実施を含む、効果的な競技外検査プログラムの実施。

- iii. 競技特性分析のためのテクニカルドキュメント (TDSSA) を遵守して行われる検査の実施。
- iv. 事前通告無しの検査。
- v. 「結果管理に関する国際基準」の付属文書 C に従った、承認されたアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの使用。
- vi. オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、及び／又は他の主要な競技大会への参加に先立つ、競技者の検査のための効果的なプログラムの実施（「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 4.8.12.5 項 (a) の遵守を含む。）。
- e. 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 6.3.4 項の要件を充足する検体採取器具の使用。
- f. 世界規程第 6.1 項に従った、すべての検体の分析。
- g. 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 9.3.2 項に従った、分析のための検体の適時の搬送。
- h. 世界規程第 6.7 項、「分析機関に関する国際基準」の第 5.3.4.5.4.8 項、並びに「結果管理に関する国際基準」の第 5.1 項及び第 5.2 項に従った、B 検体の分析に適用される手続上の要件の遵守（B 検体の開封の分析に関する適式な通知を受け、かつ分析機関において当該開封に立ち会う機会を競技者に与えることを含むが、これに限られない。）。
- i. 世界規程第 14.5.1 項及び「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 4.9.1 項 (b) に従った、検体採取の日から 21 日以内の、ADAMS へのすべてのドーピング・コントロール・フォームの入力。

[解説：ADAMS への DCF の入力は、適時な入力がある ADAMS におけるアスリート・バイオロジカル・パスポートの更新にとって有する重要性のため、最重要に分類されている。当該入力の結果、尿検体について IRMS 分析を行う自動的な要求に繋がり、又は、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットによるステロイド若しくは血液パスポートの検討の後、競技者の特定対象検査若しくは検体で元々分析されなかった物質（すなわち、赤血球新生刺激物質 (ESA)）の週及的分析が要求される場合がある。]
- j. 「治療使用特例に関する国際基準」の要件に従った、治療使用特例専門委員会の任命、及び競技者が TUE の付与又は認定のために当該治療使用特例委員会に申請するための文書化された手続。

- k. *世界規程*第7条及び第8条に基づく、すべての居場所情報関連義務違反及びアンチ・ドーピング規則違反の適切かつ適時の追及。これは、*世界規程*第7.2項及び「*結果管理*に関する*国際基準*」に従った適切な通知、並びに、*世界規程*第8.1項に基づく公正、公平かつ運営上の独立性を有する聴聞パネルによる合理的時間内の公正な聴聞の提供を含む。
- l. 第A.3項(k)の一般性を損なうことなく、(i)WADAの指示に従い、具体的な事案において*結果管理*を行うという*世界規程*第7.1.5項の要件、並びに(ii)署名当事者が当該要件を遵守しない場合には、WADAにより指定された他のアンチ・ドーピング機関が当該*結果管理*を実施する上で被ったコスト及び弁護士費用を償還するという、*世界規程*第7.1.5項の要件。
- m. *世界規程*第7.6項及び第14条並びに「*結果管理*に関する*国際基準*」に従った、すべての関連する*結果管理*活動の、WADAその他アンチ・ドーピング機関に対する通知。
- n. *世界規程*第7.4.1項に従った、義務的な暫定的資格停止の賦課。
- o. *世界規程*24.1.2項及び第24.1.3項に従った、*規程遵守*について報告する要件。これは、第7.5項に従い*規程遵守*質問票に回答する要件、第7.6項に従い義務的情報請求に回答する要件、及び第7.7項に従いコンプライアンス監査に応じる要件を含む(が、これらに限られない)。
- p. *世界規程*第15.1項に従い、他の署名当事者、国内仲裁機関(*世界規程*第13.2.2項)又はCASが付与する、アンチ・ドーピング規則違反を判断する決定の承認、実施、及び自動的な拘束力を有する効果。
- q. 他の署名当事者が不遵守であることを判断し、当該不遵守の措置を賦課し、及び/又は他の署名当事者が復活させられるために充足しなければならない条件を定める、*世界規程*第24.1.9項に従い付与される、最終的な決定の承認及び実施。
- r. *世界規程*又は*国際基準*においてまだ定められておらず、WADA常任理事会が例外的に最重要の要件として賦課することが適切であると考える要件の一切。

付属文書 B: 署名当事者措置

付属文書 B は、最重要の要件（第 B.3 項を参照すること）、優先度高の要件のみ（第 B.2 項を参照すること）又は一般的な要件のみ（第 B.1 項を参照すること）の不遵守に関する事案に推定的に適用される、段階づけられた、相応な署名当事者措置の範囲を特定する。あらゆる事案にわたり署名当事者措置の賦課の予測可能性及び一貫性を促進することがその意図である。しかし、事案の具体的な事実及び状況に対する第 10 条所定の原則の適用から正当化される場合には、特定の事案において当該範囲内で様々に異なり、又は当該範囲から乖離する柔軟性があるものとする。とりわけ、不遵守の程度が大きいほど（すなわち、署名当事者が遵守しなかった要件が多いほど、また、これらの要件が重大であるほど）、署名当事者措置はより重くなるべきである。事案が、一つ以上の最重要の要件のみならず、悪化要因の不遵守も含む場合には、賦課される署名当事者措置は大幅に重くなる。他方で、酌量すべき事情が含まれる場合には、より軽い署名当事者措置の賦課が正当化される場合がある。

各場合において、以下が出発点となるものとする。

B.1. 一つ以上の一般的な要件の不遵守（しかし、優先度高又は最重要の要件の不遵守はない）の場合：

B.1.1. 一義的に、

- a. 署名当事者は自己の WADA 特権 を失う。
- b. 署名当事者は自己のアンチ・ドーピング活動において、署名当事者の費用負担により、（助言及び情報の提供、リソース、指針及び研修資料の開発、並びに／又は必要な場合には研修プログラムの履行を通して）WADA、又は承認された第三者による援助を受ける。当該援助は、知られたコストの一切が事前に支払われた上での、年 2 回を上限とする訪問を含む。並びに、
- c. 自己のアンチ・ドーピング活動の全部又は一部について、（WADA が特定するとおり、）署名当事者の費用負担により、WADA による特別監視又は承認された第三者による監督のいずれかの対象となる場合がある。

B.1.2. 署名当事者が、第 B.1.1 項に定める署名当事者措置が賦課されてから 12 か月（又は WADA が、一若しくは争われる場合には CAS が一特定する他の期間）後において復活の条件を完全に充足していなかった場合には、以下の更なる署名当事者措置がまた適用される。

- a. 署名当事者のアンチ・ドーピング活動の全部又は一部について、署名当事者の費用負担により、承認された第三者により監督される。当該監督は、知られたコストの一切が事前に支払われた上で（知られている場合）、年 4 回を上限とする現地訪問を含む。
- b. 署名当事者の代表者は、不遵守の署名当事者が復活させられるまで、他の署名当事者

(若しくはその加盟者)若しくは署名当事者の加盟団体の理事会、委員会その他の団体のメンバーに就任する資格を有さない。

B.1.3. 署名当事者が、第 B.1.1 項に定める署名当事者措置が賦課されてから 24 か月 (又は WADA が一若しくは争われる場合には CAS が一特定する他の期間) 後において復活の条件をいまだ完全に充足していなかった場合には、以下の更なる署名当事者措置も適用される。

- a. 署名当事者のすべてのアンチ・ドーピング活動は、署名当事者の費用負担により、承認された第三者により監督される。当該監督は、知られたコストの一切が事前に支払われた上で (知られている場合)、年 6 回を上限とする現地訪問を含む。
- b. 署名当事者の代表者は、不遵守の署名当事者が復活させられるまで又は一年間 (いずれかより長い方)、他の署名当事者 (若しくはその加盟者) 若しくは署名当事者の加盟団体の理事会、委員会その他の団体のメンバーに就任する資格を有さない。並びに、
- c. (署名当事者が、国際オリンピック委員会により認定されていない、オリンピック・ムーブメント外の機関であって、適用される WADA 規範に基づきその署名当事者としての地位を維持している場合には、) 当該署名当事者の、世界規程の署名当事者としての地位は、当該地位のために支払われた手数料の償還を受ける権利を取得することなく、終了させられる。

B.2. 一つ以上の優先度高の要件の不遵守の (しかし、最重要の要件の不遵守はない) 場合、

B.2.1. 一義的に、

- a. 署名当事者は自己の WADA 特権 を失う。
- b. 署名当事者のアンチ・ドーピング活動の全部又は一部は、(WADA が特定するとおり、) 署名当事者の費用負担により、承認された第三者による監督又は代行の対象となる。当該監督又は代行は、知られたコストの一切が事前に支払われた上で (知られている場合)、年 6 回を上限とする現地訪問を含む。
- c. 署名当事者は制裁金を支払う義務を負う場合がある。
- d. 署名当事者の代表者は、不遵守の署名当事者が復活させられるまで、他の署名当事者 (若しくはその加盟者) 若しくは署名当事者の加盟団体の理事会、委員会その他の団体のメンバーに就任する資格を有さない。
- e. (署名当事者が国内アンチ・ドーピング機関、又は国内アンチ・ドーピング機関として行動する国内オリンピック委員会である場合には、) 署名当事者の国は、署名当事者が復活させられるまで、主要競技大会機関により組織された、地域的、大陸的若しくは世界選手権又は競技大会を主催する権利を付与されない場合があり、並びに／又は、オリンピック競技大会及び／若しくはパラリンピック競技大会を主催する資格を有さ

ない。

- f. (署名当事者が国際競技連盟の場合には、) 署名当事者は、署名当事者が復活させられるまで、国際オリンピック委員会による資金拠出その他の認定の利益若しくは国際パラリンピック委員会のメンバーシップ、又は他の署名当事者による認定若しくは他の署名当事者のメンバーシップが停止させられる。並びに、
- g. (署名当事者が主要競技大会機関の場合には、) 署名当事者の次のバージョンの競技大会において、署名当事者の費用負担により、承認された第三者による自己のアンチ・ドーピング・プログラムの特別監視、監督又は代行が行われる。

B.2.2. 署名当事者が、第 B.2.1 項に定める署名当事者措置が賦課されてから 12 か月 (又は WADA が—若しくは争われる場合には、CAS が—特定しうる他の期間) 後に復活のための条件を完全に充足していなかった場合には、以下の更なる署名当事者措置も適用される。

- a. 署名当事者の代表者は、不遵守の署名当事者が復活させられるまで又は 2 年間 (いずれかより長い方)、他の署名当事者 (若しくはその加盟者) 若しくは署名当事者の加盟団体の理事会、委員会その他の団体のメンバーに就任する資格を有さない。
- b. 署名当事者は更なる制裁金を支払う義務を負う。
- c. (署名当事者が国内アンチ・ドーピング機関又は国内アンチ・ドーピング機関として行動する国内オリンピック委員会である場合には、) 署名当事者の国の国内オリンピック委員会及び国内パラリンピック委員会の代表者は、次のバージョンの地域的及び/若しくは大陸の選手権及び/若しくは世界選手権及び/若しくはオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会 (夏季又は場合により冬季) において、又は復活まで (いずれかより長い方)、参加又は出席することができない。
- d. (署名当事者が国際競技連盟の場合には、)
 - 1. 署名当事者は、署名当事者が復活させられるまで、国際オリンピック委員会による資金拠出その他の認定の利益若しくは国際パラリンピック委員会のメンバーシップ、又は他の署名当事者による認定若しくは他の署名当事者のメンバーシップを受ける資格を有さない (そして、復活させられた場合には、復活に先立つ不遵守の期間についても遡及的に、資金拠出その他の利益を受けることができない)。
 - 2. 署名当事者の代表者は、次のバージョンの地域的及び/又は大陸的総合競技大会及び/又はオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会 (該当する場合には、夏季又は冬季) において、又は復活まで (いずれかより長い方)、参加又は出席することができない。

- e. (署名当事者が主要競技大会機関の場合には、)
1. 署名当事者は、署名当事者が復活させられるまで、国際オリンピック委員会による資金拠出及び／又は他の認定の利益若しくは国際パラリンピック委員会のメンバーシップ、又は他の署名当事者による認定若しくは他の署名当事者のメンバーシップが停止させられる(そして、復活させられた場合には、復活に先立つ期間についても遡及的に、資金拠出その他の利益を受けることができない)。並びに、
 2. 署名当事者の来るべき競技大会の、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会のための参加資格大会としての地位は、失われる。並びに、
- f. (署名当事者が、国際オリンピック委員会により認定されていない、オリンピック・ムーブメント外の機関であって、適用される WADA 規範に基づき自己の署名当事者としての地位を維持している場合には、) 当該署名当事者の、世界規程の署名当事者としての地位は、当該地位のために支払われた手数料の償還を受ける権利を取得することなく、終了させられる。

B.2.3. 署名当事者が、第 B.2.1 項に定める署名当事者措置が賦課されてから 24 か月(又は WADA が一若しくは争われる場合には、CAS が一特定しうる他の期間)後に復活のための条件を完全に充足していなかった場合には、以下の更なる署名当事者措置も適用される。

- a. (署名当事者が国内アンチ・ドーピング機関、又は国内アンチ・ドーピング機関として行動する国内オリンピック委員会である場合には、) かかる国を代表し、又はかかる国の国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会若しくは国内競技連盟を代表する競技者及びサポートスタッフは、(第 10.2.6 項を条件として、) 次のバージョンのオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会(夏季又は場合により冬季)並びに／又は世界選手権において、又は復活まで(いずれかより長い方)、参加又は出席することができない。並びに、
- b. (署名当事者が国際競技連盟の場合には、) 署名当事者の競技(又は当該競技の一つ以上の種目)に参加している競技者及びサポートスタッフは、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びに／又は他の総合競技大会の次のバージョンの競技大会(該当する場合には、夏季又は冬季)において、又は復活まで(いずれかより長い方)、参加又は出席することができない。

B.3. 一つ以上の最重要の要件の不遵守があった場合には、

B.3.1. 一義的には、

- a. 署名当事者は自己の WADA 特権を失う。
- b. 署名当事者は制裁金を支払う義務を負う。
- c. 署名当事者のアンチ・ドーピング活動の全部又は一部は、署名当事者の費用負担により、

承認された第三者による監督又は代行の対象となる。当該監督又は代行は、コストの一切が事前に支払われた上で（知られている場合）、年6回を上限とする現地訪問を含む。

- d. 署名当事者の代表者は、署名当事者が復活させられるまで又は1年間（いずれかより長い方）、他の署名当事者（若しくはその加盟者）若しくは署名当事者の加盟団体の理事会、委員会その他の団体のメンバーに就任する資格を有さない。
- e. （署名当事者が国内アンチ・ドーピング機関、又は国内アンチ・ドーピング機関として行動する国内オリンピック委員会である場合には、）
 - 1. 署名当事者の国は、特定の期間、主要競技大会機関により組織された、地域的、大陸的若しくは世界選手権又は競技大会を主催する権利を付与されない場合がある。
 - 2. 主要競技大会機関により組織された、地域的、大陸的若しくは世界選手権又は競技大会（但し、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会を除く。）において、当該競技大会の次のバージョンについて又は復活まで（いずれかより長い方）、かかる国の国旗は掲揚されず、また、署名当事者の国の国内オリンピック委員会及び国内パラリンピック委員会の代表者はこれに参加又は出席することができず、また、（第10.2.6項を条件として）かかる国を代表する（又はかかる国の国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会若しくは国内競技連盟を代表する）競技者及びサポートスタッフはこれに参加又は出席することができない場合がある。並びに、
 - 3. オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の次のバージョンの競技大会（該当する場合には、夏季又は冬季）において、又は復活させられるまで（いずれかより長い方）、かかる国の国旗は掲揚されず、また、署名当事者の国の国内オリンピック委員会及び国内パラリンピック委員会の代表者はこれに参加又は出席することができない。
- f. （署名当事者が国際競技連盟の場合には、）
 - 1. 主要競技大会機関により組織される、地域的、大陸的若しくは国際的総合競技大会（但し、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を除く）の次のバージョンの競技大会において、又は復活させられるまで（いずれかより長い方）、署名当事者の代表者はこれに参加又は出席することができず、また、署名当事者の競技（又は当該競技の一つ以上の種目）に参加する競技者及びサポートスタッフはこれに参加又は出席することができない場合がある。並びに、
 - 2. 署名当事者の代表者は、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びに／又は他の総合競技大会の次のバージョンの競技大会（該当する場合には、夏

季又は冬季)において、又は復活させられるまで(いずれかより長い方)、これに参加又は出席することができない。

g. (署名当事者が主要大会競技機関の場合には、)

1. 復活させられるまで、その競技大会において、署名当事者の費用負担により、署名当事者のアンチ・ドーピング・プログラムの全部又は一部の監督又は代行が行われる。並びに、
2. 署名当事者は、署名当事者が復活させられるまで、国際オリンピック委員会による資金拠出及び/又は他の認定の利益若しくは国際パラリンピック委員会のメンバーシップ、又は他の署名当事者による認定若しくは他の署名当事者のメンバーシップを受ける資格を有さない(そして、復活させられた場合には、復活に先立つ期間についても遡及的に、資金拠出その他の利益を受けることができない。)

h. (署名当事者が、国際オリンピック委員会により認定されていない、オリンピック・ムーブメント外の機関であって、適用される WADA 規範に基づき自己の署名当事者としての地位を維持している場合には、)当該署名当事者の、世界規程の署名当事者としての地位は、当該地位のために支払われた手数料の償還を受ける権利を取得することなく、終了させられる。

B.3.2. 署名当事者が、第 B.3.1 項に定める署名当事者措置が賦課されてから 12 か月(又は WADA が一若しくは争われる場合には、CAS が一特定しうる他の期間)後に復活のための条件を充足していなかった場合には、以下の更なる署名当事者措置も適用される。

- a. 署名当事者の代表者は、不遵守の署名当事者が復活させられるまで又は 4 年間(いずれかより長い方)、他の署名当事者(若しくはその加盟者)若しくは署名当事者の加盟団体の理事会、委員会その他の団体のメンバーに就任する資格を有さない。
- b. (署名当事者が国内アンチ・ドーピング機関、又は国内アンチ・ドーピング機関として行動する国内オリンピック委員会である場合には、)
 1. 署名当事者の国は、特定の期間、オリンピック競技大会及び/又はパラリンピック競技大会を主催することができない場合がある。並びに、
 2. (第 10.2.6 項を条件として、)かかる国を代表する(又はかかる国の国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会若しくは国内競技連盟を代表する)競技者及びサポートスタッフは、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びに/又は主要競技大会により組織される他の競技大会並びに/又は世界選手権の次のバージョンの競技大会(該当する場合には、夏季又は冬季)において、又は復活させられるまで(いずれかより長い方)、これに参加又は出席することができない。

c. (署名当事者が国際競技連盟である場合には、)

1. 署名当事者の競技(又は当該競技の一つ以上の種目)に参加する競技者及びサポートスタッフは、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びに／又は他の総合競技大会の次のバージョンの競技大会(該当する場合には、夏季又は冬季)において、又は復活させられるまで(いずれかより長い方)、これに参加又は出席することができない。並びに、
2. 署名当事者は、署名当事者が復活させられるまで又は4年間(いずれかより長い方)、国際オリンピック委員会による資金拠出又は他の認定の利益若しくは国際パラリンピック委員会のメンバーシップ、又は他の署名当事者による認定若しくは他の署名当事者のメンバーシップを受ける資格を有しない(そして、復活させられた場合には、復活に先立つ期間についても遡及的に、資金拠出を受けることができない)。

d. (署名当事者が主要競技大会機関である場合には、)

1. 署名当事者は、署名当事者が復活させられるまで又は4年間(いずれかより長い方)、国際オリンピック委員会による資金拠出又は他の認定の利益若しくは国際パラリンピック委員会のメンバーシップ、又は他の署名当事者による認定若しくは他の署名当事者のメンバーシップを受ける資格を有さない(そして、復活させられた場合には、復活に先立つ期間についても遡及的に、資金拠出その他の利益を受けることができない)。並びに、
2. 署名当事者の来るべき競技大会の、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会のための参加資格大会としての地位は、失われる。並びに、

e. 署名当事者は更なる制裁金を支払う義務を負う。

B.3.3. (署名当事者が国内アンチ・ドーピング機関、又は国内アンチ・ドーピング機関として行動する国内オリンピック委員会である場合には、) 署名当事者が、第 B.3.1 項に定める署名当事者措置が賦課されてから 24 か月(又は WADA が一若しくは争われる場合には、CAS が一特定しうる他の期間)後に復活のための条件を充足していなかった場合には、以下の更なる署名当事者措置も適用される。オリンピック・ムーブメントによる、及び／若しくはパラリンピック・ムーブメントのメンバーとしての認定並びに／又は他の署名当事者による認定若しくは他の署名当事者のメンバーシップの停止。

WORLD ANTI-DOPING CODE
International Standard for Code Compliance by Signatories

世界アンチ・ドーピング規程
署名当事者の規程遵守に関する国際基準

2021年1月1日発効

2021年3月発行

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

